

第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム

「コスモポリタンな地域づくりと高等教育連携」



Photo by (c)Tomo.Yun

日 時:平成21年9月12日(土)10:30~21:00、13日(日)10:00~12:00

場 所:北海道教育大学函館校

〒040-8567 北海道函館市八幡町1番2号

主 催:全国大学コンソーシアム協議会

共 催:キャンパス・コンソーシアム函館

後 援:朝日新聞函館支局、UHB北海道文化放送、HBC函館放送局、HTB函館支社、STV函館放送局、NCV函館センター、NHK函館放送局、FMいるか、共同通信社函館支局、共同通信社、経済産業省、公立大学協会、社団法人国立大学協会、時事通信社函館支局、全国公立短期大学協会、全国知事会、総務省、日本経済新聞社函館支局、日本経済新聞社、日本私立大学協会、社団法人日本私立大学連盟、日本私立短期大学協会、函館市教育委員会、函館新聞社、北海道新聞函館支社、毎日新聞函館支局、毎日新聞社大阪本社、文部科学省、読売新聞函館支局

計29社

(敬称略機関名五十音順)

目次

1. 開催趣旨				
1. 1	開催日程			3
1. 2	タイムスケジュール			3
1. 3	会場案内図			4
2. ポスターセッション会場：				
		12日(土) 10:30~16:30	1号館ロビー	
2. 1	ポスターセッション参加機関			5
3. 挨拶				
		12日(土) 13:00~13:10	1号館A会場	
	本間 謙二氏(北海道教育大学 学長)			6
4. 基調講演：				
		12日(土) 13:10~14:00	1号館A会場	
	金子 元久氏 東京大学 教育学部 教授 「大学教育改革の焦点」			7
5. シンポジウム：				
		12日(土) 14:00~16:00	1号館A会場	
	□ シンポジストとコーディネータの紹介			28
	◆ 金子 元久氏 東京大学 教育学部 教授			
	◆ 西尾 正範氏 函館市長 「教育立市、人材育成都市 函館」			29
	◆ 義本 博司氏 文部科学省高等教育局高等教育企画課長 「大学間連携の動向と展望」			36
	■ 中島 秀之氏 公立はこだて未来大学学長・キャンパス・コンソーシアム函館会長			
6. 文部科学省からの情報提供				
		12日(土) 16:00~16:25	1号館A会場	
	「大学・短期大学、コンソーシアムへの支援について」(文部科学省高等教育局大学振興課課長補佐 古田和之氏)			54
7. 全国大学コンソーシアム協議会運営委員会報告				
		12日(土) 16:25~16:50	1号館A会場	
7. 1	第5回全国大学コンソーシアム協議会の収支について			69
7. 2	全国大学コンソーシアム協議会運営委員会の開催報告(2008年12月13日以降～)			70
7. 2. 1	全国大学コンソーシアム協議会への新規加盟・退会について			70
7. 2. 2	次年度の開催予定地について			70
7. 2. 3	統計情報(プロフィール集計)			71
7. 3	全国大学コンソーシアム協議会規約、運営委員会、幹事会規程の制定について			72
7. 3.1	全国大学コンソーシアム協議会規約、運営委員会、幹事会規程		(新規程)	72
7. 3.2	全国大学コンソーシアム協議会役員・事務局		(平成21年9月12日現)	79
7. 4	全国大学コンソーシアム協議会加盟組織		(平成21年9月1日現)	80
8. 分科会				
■第1分科会	(南大阪地域コンソーシアム)	12日(土) 14:00~16:00	1号館A会場	81
■第2分科会	(大学コンソーシアム京都)	12日(土) 14:00~16:00	1号館B会場	81
■第3分科会	(教育ネットワーク中国)	12日(土) 14:00~16:00	1号館C会場	82
■第4分科会	(学術・文化・産業ネットワーク多摩)	13日(日) 10:00~12:00	1号館C会場	82
■第5分科会	(大学コンソーシアム京都)	13日(日) 10:00~12:00	1号館B会場	83
■第6分科会	(愛知学長懇話会)	13日(日) 10:00~12:00	1号館A会場	83
9. その他				
■交通アクセス	会場アクセスマップ			84
■交通アクセス	会場シャトルバス			85
■交通アクセス	函館空港ーJ R 函館駅 バス時刻表			86

1. 開催趣旨

地域における大学の役割は、学術・文化の中心として、また、教育基盤の礎ともなる学術文化の創造と発展、交流を担う拠点であるとともに、広く知を公開する地域社会の発展にも寄与しています。

さらに、一つの大学から連携組織体であるコンソーシアムの形成では、地域、行政、企業、教育の4部門が、それぞれ連携・連動することで、地域の多様化から独創性へと進路を拓き、幅広く個性が開化する時代の一翼をコンソーシアムが担っています。

従来になく取組や地域の活性化について、広く情報を発信する場を提供したい。

1.1 開催日程

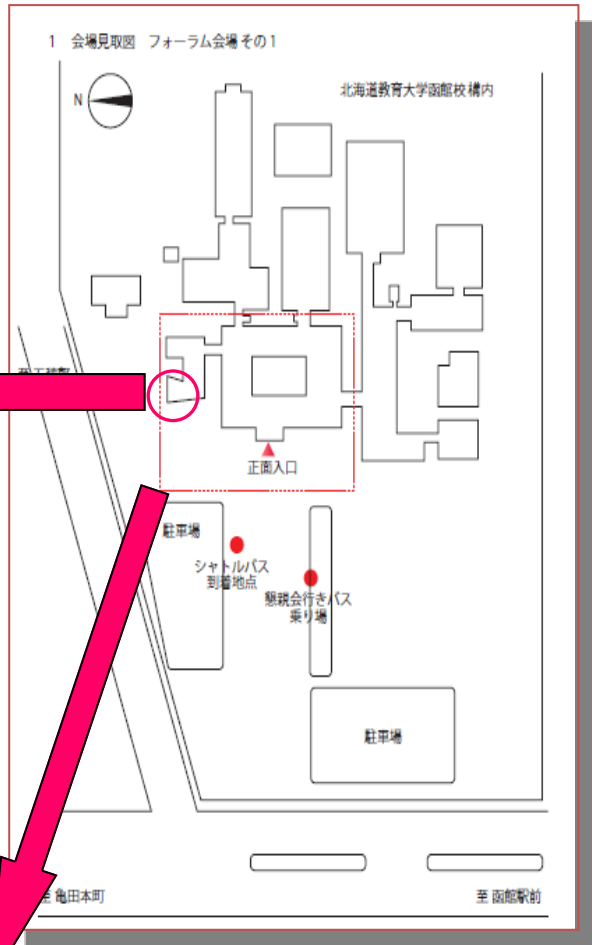
日付	時間	内容	講演者	
9月12日(土) (1日目)	10:30~16:30	ポスターセッション		
	11:00~13:00	受付(ポスターセッション)		
	13:00~13:10	挨拶	本間 謙二氏 北海道教育大学 学長	
	13:10~14:00	基調講演	金子 元久氏 東京大学 教育学部 教授	
	14:00~16:00	シンポジウム (120分)	◆金子 元久氏 東京大学 教育学部 教授	
			◆西尾 正範氏 函館市長	
			◆義本 博司氏 文部科学省高等教育局高等教育企画課長	
			コーディネータ ■中島 秀之氏 公立はこだて未来大学学長・キャンパス・コンソーシアム函館会長	
	16:00~16:25	「大学・短期大学、コンソーシアムへの支援について」 (文部科学省高等教育局大学振興課課長補佐 古田 和之氏)		
	16:25~16:50	全国大学コンソーシアム協議会運営委員会報告(決算報告、会費徴収など)		
17:00~19:00	分科会(120分) Aセッション	① 新しい教育プログラムの開発 (南大阪地域コンソーシアム)	② FD/SD(大学間連携によるFDの推進) (大学コンソーシアム京都)	③ コンソーシアムの組織運営 (教育ネットワーク中国)
19:30~21:00	情報交換会 (90分)	五島軒 http://www.gotoken.hakodate.jp/ ※北海道教育大学よりバスで移動		
9月13日 (2日目)	時間	内容	講演者	
	10:00~12:00	分科会(120分) Bセッション	④ 大学の国際化 (学術・文化・産業ネットワーク多摩)	⑤ 戦略的・大学連携支援事業の探択大学の事例発表 (大学コンソーシアム京都)

1.2 タイムスケジュール

1日目(9月12日)	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	21時
ポスターセッション														
基調講演														
シンポジウム														
文部科学省からの報告														
全国大学コンソーシアム協議会からの報告														
分科会														
情報交換会														
2日目(9月13日)	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	21時
分科会														

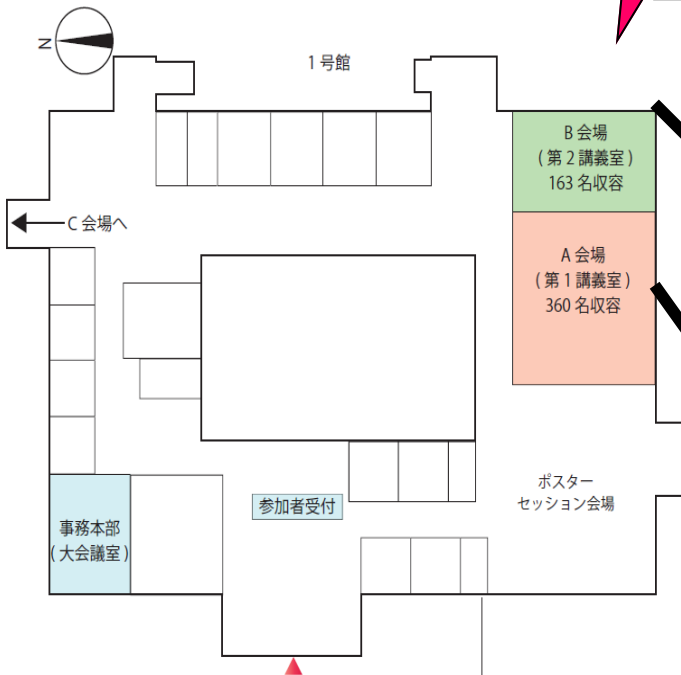
1. 3会場案内図

北海道教育大学函館校全体図



C会場

C会場
(多目的ホール)
80名収容

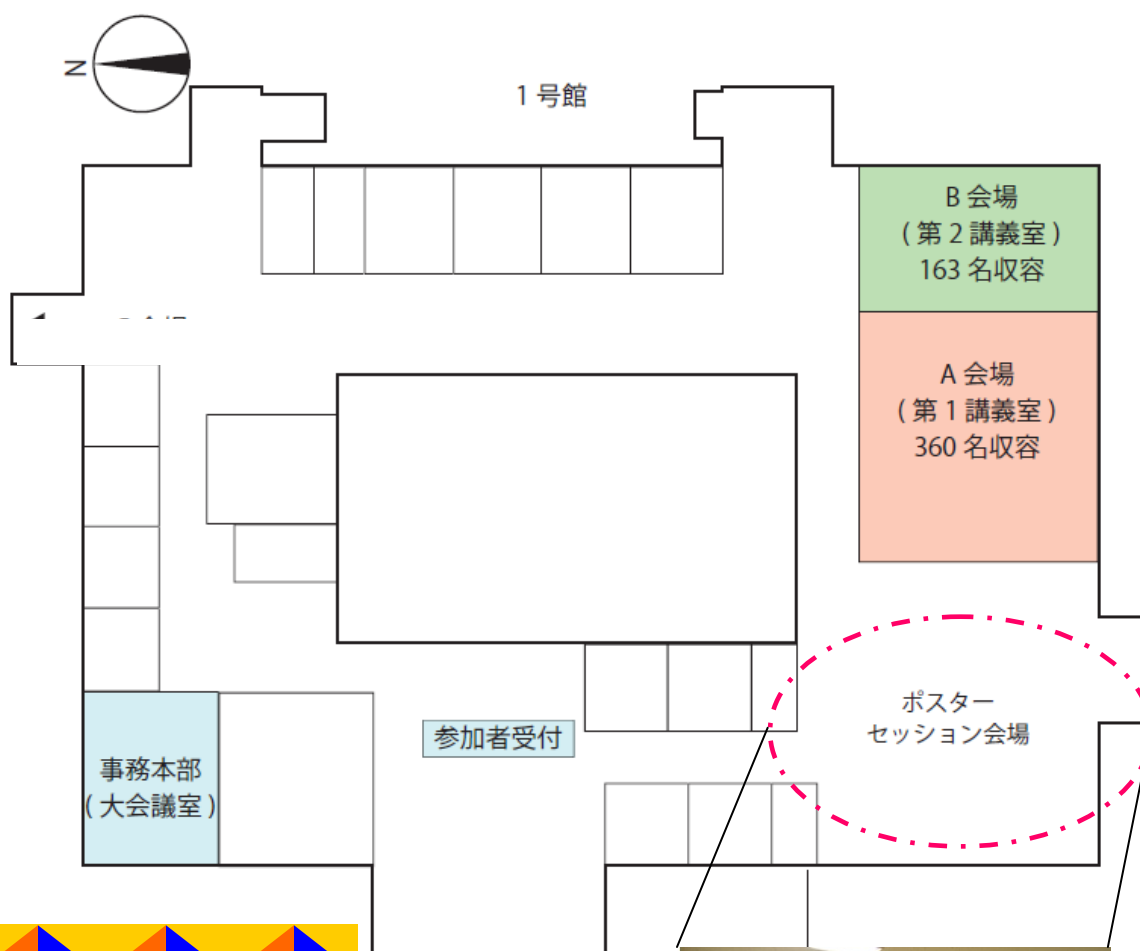


B会場

A会場



2. ポスターセッション会場:1号館 12日(土) 10:30~16:30



2. 1ポスターセッション参加機関

1. 愛知学長懇話会
2. いわて高等教育コンソーシアム
3. 環びわ湖大学コンソーシアム
4. 社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩
5. キャンパス・コンソーシアム函館
6. 教育ネットワーク中国
7. 高等教育コンソーシアム熊本
8. 高等教育コンソーシアム信州
9. 相模原・町田大学地域コンソーシアム
10. 首都圏西部大学単位互換協定会
11. 大学コンソーシアムせと
12. 大学コンソーシアムあきた
13. 大学コンソーシアム石川
14. 特定非営利活動法人 大学コンソーシアム大阪
15. 大学コンソーシアム岡山
16. 財団法人大学コンソーシアム京都
17. 大学コンソーシアム佐賀
18. 大学コンソーシアム八王子
19. 大学コンソーシアムやまがた
20. 大学コンソーシアムやまなし
21. 奈良県大学連合事務局
22. ネットワーク大学コンソーシアム岐阜
23. 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム
24. 株式会社エレクトロニック・ライブラリー
25. 江守商事株式会社
26. パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社



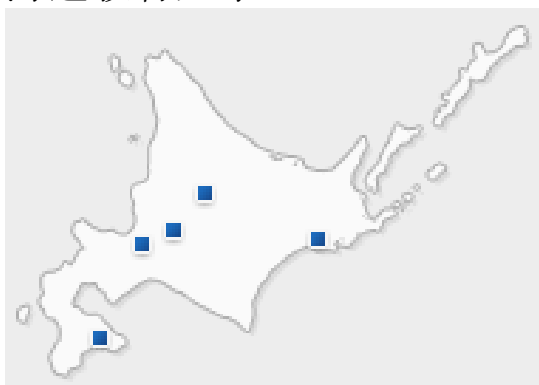
加盟別機関名50音順

3. 挨拶

北海道教育大学
学長 本間 謙二
(ほんま けんじ)



北海道教育大学



教員養成課程



人間地域科学課程



芸術課程・スポーツ教育課程



□本間 謙二学長

研究分野 : 哲学・倫理学、生涯教育

現在の研究テーマ : 現代哲学・倫理学、現象学、解釈学

研究内容 :

従来フッサールの現象学を、特に「生活世界」を中心に研究してきた。その上、ガダマーの解釈学をも研究のテーマとしてきた。最近は、道徳哲学を中心にして研究している。「道徳とは人間の生き方を根本から考える学問である」との考えのもとづいて、特に、学校現場で先生方が具体的に児童生徒にどのように「道徳を教え」、彼らとともにどのように「考えていくべきか」という観点から、学生・院生に現場の先生方も参加していただいて、勉強している。その成果を先生方に、具体的に学校現場で生かしてもらうのを研究目標としている。

【北海道教育大学ホームページより転載】



4.基調講演:「大学教育改革の焦点」 12日(土)13:10~14:00 1号館A会場

大学教育の改革への関心はいま大きく高まっている。しかし、改革の重要性を確認したうえで、次に何をすべきかについてはむしろ議論は拡散しているといえるかもしれない。その中で改革の集団であるはずの「FD」が形式化し、自己目的化する傾向もみられる。

大学教育改革の本来の焦点はどこにあるべきか。具体的に現在の大学教育のどこに、どのような変化が必要なのか。そして具体的で実効のある教育改革をもたらすために、どのような中期的な戦略を軸としていくことが必要なのか。この報告ではこうした問題を、これまでの学生調査の分析結果、諸外国での大学改革の趨勢、そして日本での高等教育政策の展開、を踏まえつついくつかの論点をあげ、参加の方々のご意見をうかがいたい。



基調講演

講師 金子 元久 (かねこ・もとひさ) 氏

略 歴

生年月日 1950 (昭和25)年 3月

学 歴 1972 (昭和47)年 3月 東京大学教育学部 卒
1974 (昭和49)年 3月 東京大学院教育学研究科 修了
1981 (昭和56)年 3月 シカゴ大学大学院 博士号 取得

■著書

『高等教育的社会経済学』、北京大学出版社、2007年
『大学の教育力』、筑摩書房、2007年9月
『中国における高等教育改革の動向』、東京大学大学総合教育研究センター、2006年
他多数

■学術論文

「日本高等教育大衆化的経験と啓示」、上海社会科学院『教育発展研究』2007. 2A.
「学力の目標・成果管理がもたらすもの—学力政策の射程と公教育の亀裂」、『日本教育政策学会年報』14(2007年5月)、pp.55-69
他多数

■一般雑誌・新聞論文

「中教審の展望」 『日本経済新聞』2009年1月18日
「激動する世界の高等教育一質をめぐる国際競争」、『IDE—現代の高等教育』507
(2009年1月)
「「学士力」か「教育力」か」。『IDE—現代の高等教育』505 (2008年11月)
他多数

■社会的活動・各種委員

中央教育審議会委員 2005年2月1日～
中央教育審議会 専門委員 2004年10月～2005年2月。
文部科学省『国際社会における教育の質的保証に関する検討委員会』委員、
2003年1月～2004年3月30日
内閣府 規制緩和委員会専門委員

他多数の実績

【東京大学の大学経営・政策コースのWebページから引用】



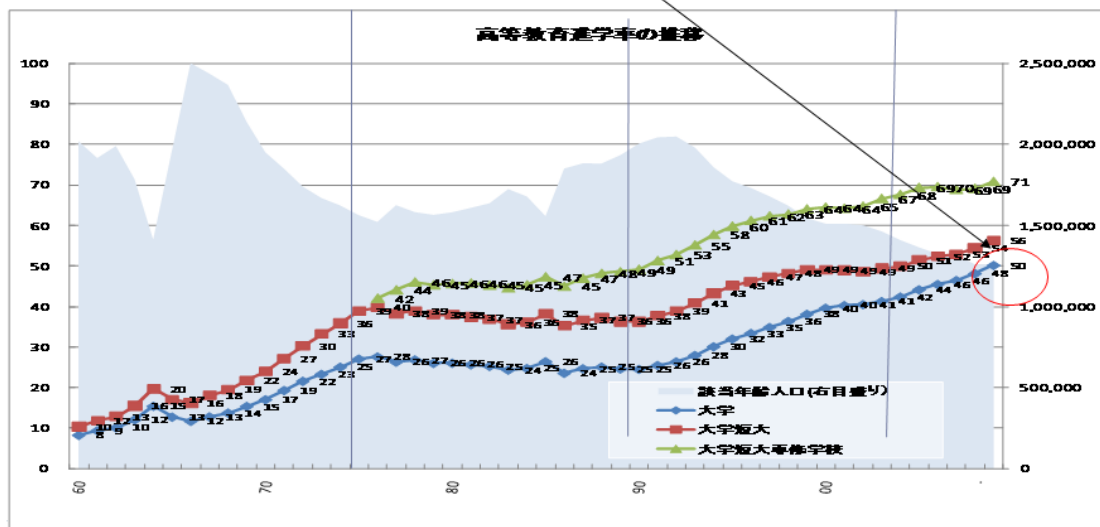
大学教育改革の焦点

金子元久

第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム
2009年9月12-13日

今年起こったこと

- ▶ 衆院選挙の大逆転
- ▶ 4年制大学進学率 50%に



社会の転換と高等教育

- ▶ 高等教育と社会
 - ▶ 高等教育の現状は社会の縮図
 - ▶ 高等教育は社会の転換の一つの力となりえる
- ▶ 社会経済の転換
 - ▶ 日本全体のGNP,政府の転換だけではない
 - ▶ 地域の転換
 - ▶ 企業・組織の転換
 - ▶ それがグローバルな転換と直接に対応
- ▶ 高等教育の転換もその中で考える必要がある

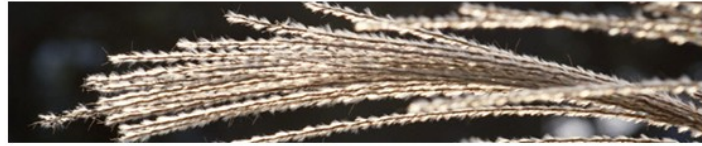
▶ 3

高等教育の転換点

- ▶ 戦後
 - ▶ 戦後50年 — 量的拡大
 - ▶ エリート段階から大衆化
 - ▶ さらにユニバーサル化 4年制大学進学率5割
- ▶ 次の課題 — 二つの見方
 - ▶ 高等教育はすでに過剰
 - ▶ → 質的「保証」が課題
 - ▶ 大学教育は広い国民に保証すべき
 - ▶ → 質的転換が課題
- ▶ 後者の立場にたつなら、何が課題か

▶ 4

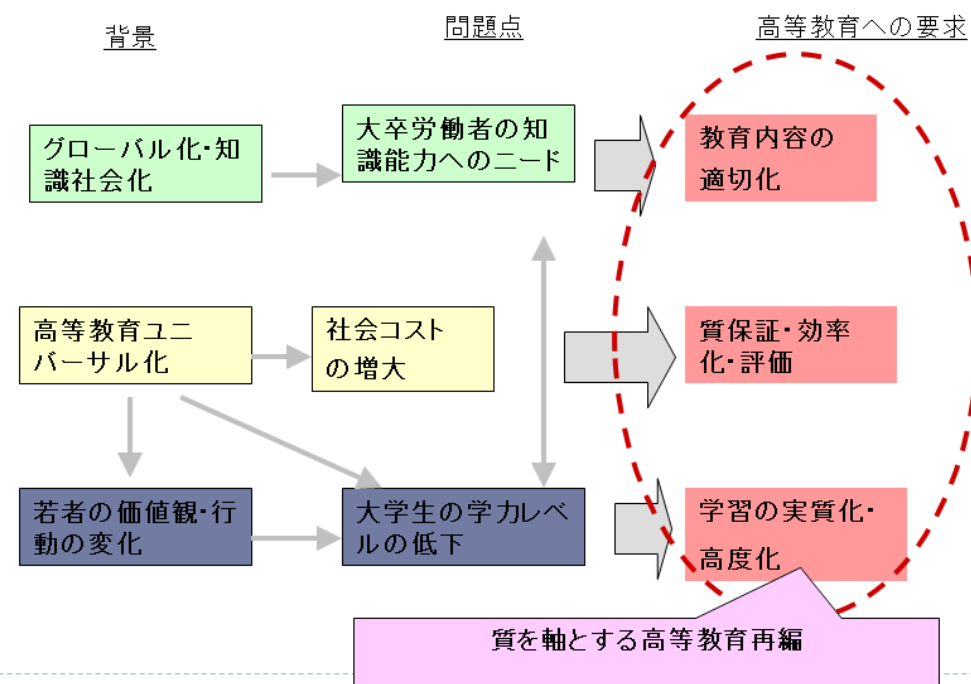
もくじ



▶ 序. 今なぜ大学教育改革か

1. 学習させる大学
 2. 成長させる大学
 3. 開かれた大学
- 結論: 改革への戦略

社会経済の変化と高等教育



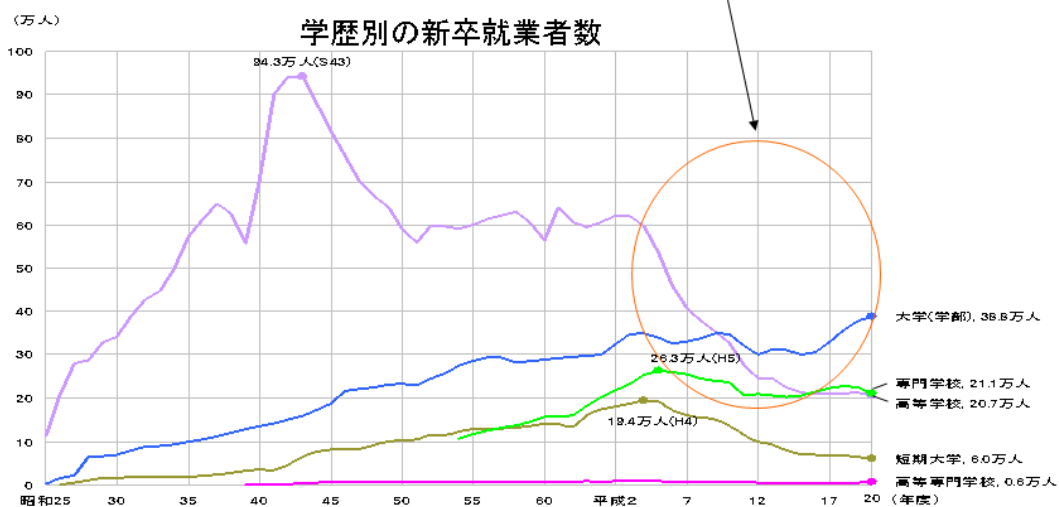
グローバル化の影響

- ▶ 熾烈な国際競争
 - ▶ 科学技術人材、国際企業の経営人材への要求
- ▶ マイナスの影響
 - ▶ 産業構造への影響
 - ▶ 製造業の、中国インドなどへの移転
 - ▶ 農業生産物の輸入
 - ▶ 社会・雇用構造への影響
 - ▶ 高卒の就業機会の減少
 - ▶ 大学にいかざるを得なくなっている
 - ▶ 地方の衰退
 - ▶ 活性化のキーとしての大学

▶ 7

日本の雇用構造の変化

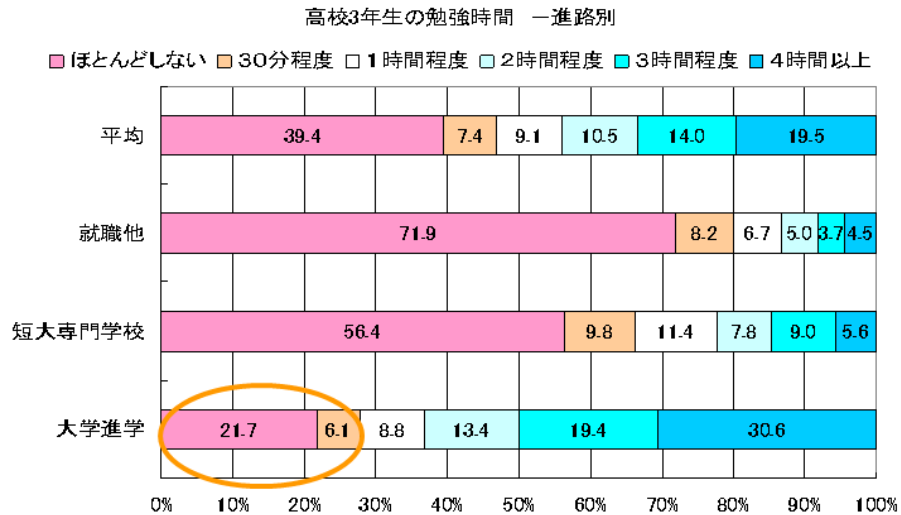
- ▶ 高卒就職者数は急激に減少
- ▶ 大学に行かざるを得なくなっている



▶ 8

高等教育のユニバーサル化

- ▶ 大学入学の意味が変化
- ▶ 高校3年のときの勉強時間 — 大学進学者でも、1時間未満が3割

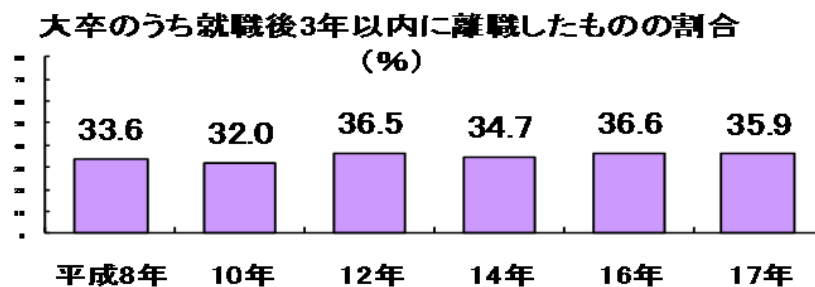


▶ 9

データ：東京大学大学院教育学研究科 大学経営政策研究センター(CRUMP) 『高校生追跡調査』2006

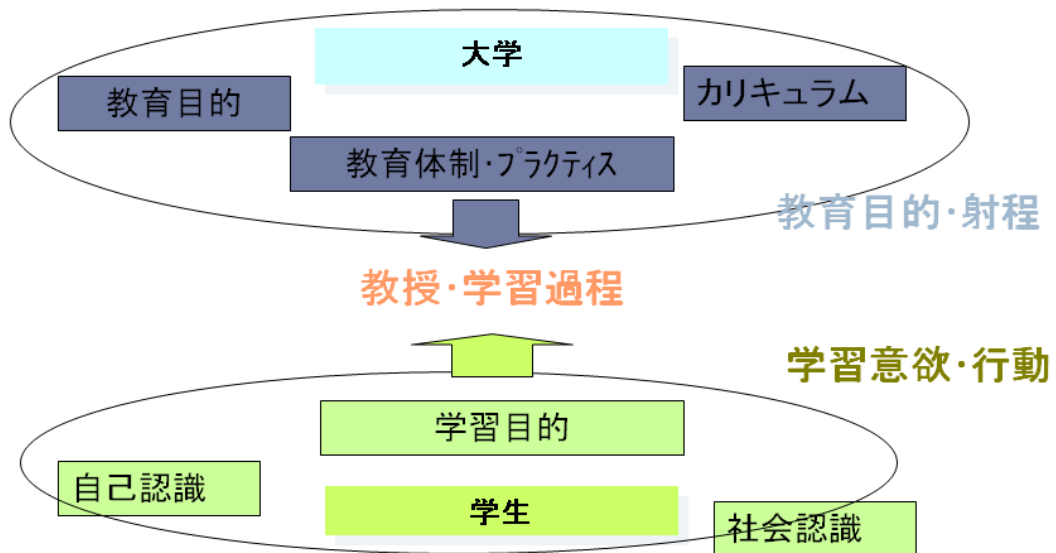
若者の人生観の変化

- ▶ 日本全体の危機 — にも関わらず若者は努力しない
 - ▶ 若者にとってみると、将来の見通しが不確定
 - ▶ 何を目標に、どのように努力して良いのかわからない
 - ▶ とりあえず就職しても、実は納得していない



▶ 10

大学教育のどこが問題か



▶ 11

大学教育改革の焦点

- ▶ 教育課程の改革
 - ▶ 学習させる大学
- ▶ 人格的成長の促進
 - ▶ 成長させる大学

▶ 12

もくじ



序. 今なぜ大学教育改革か

- ▶ 1. 学習させる大学
- 2. 成長させる大学
- 3. 開かれた大学

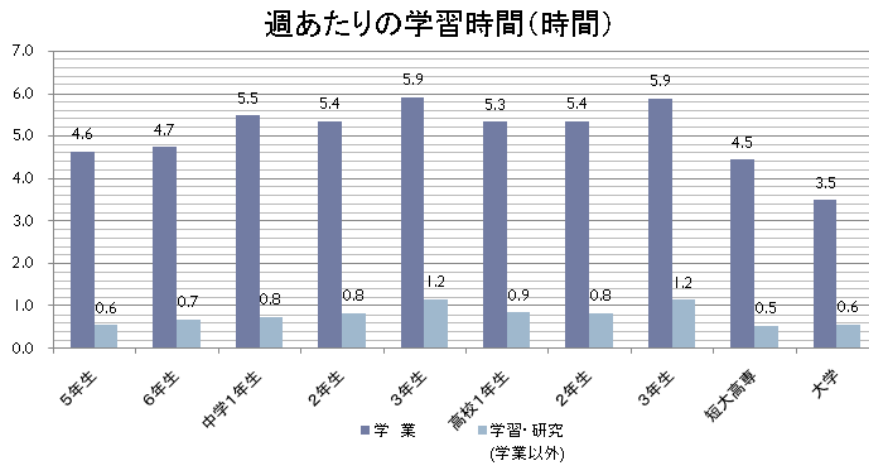
結論: 改革への戦略

伝統的な大学教育観

- ▶ フンボルト理念
 - ▶ 大学生は大人
 - ▶ 自らが主体的に学問を探究することが重要
- ▶ 日本的特質
 - ▶ 企業は企業内訓練で必要な知識技能を与える
 - ▶ 採用の際も、大学での勉強を問題にしない
 - ▶ 大学では勉強しなくてもよい
 - ▶ 入試で詰め込みすぎるから、大学に入ったら遊ぶ
 - ▶ 結果として勉強しなくても卒業させる
- ▶ 二つは矛盾
 - ▶ しかし誰も問題を感じなかった
 - ▶ 結果として密度の薄い教育

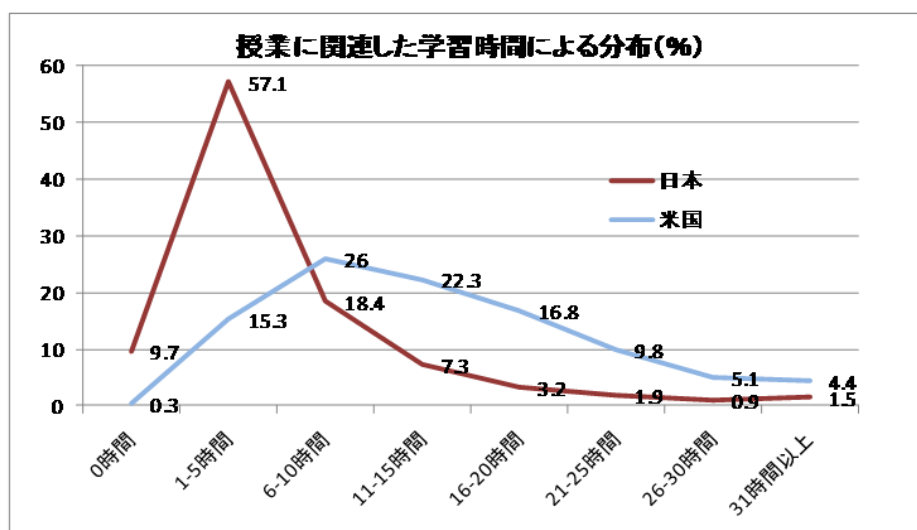
大学生は勉強していない

- ▶ 日本の子供は勉強していない
- ▶ 大学生はとくに



H18 総務庁生活基本調査 表11

- ▶ アメリカと比べても勉強していない



データ: 東京大学大学院教育学研究科 大学経営政策研究センター(CRUMP) 『全国大学生調査』2008 および NSSE

学習させるために何が必要か

- ▶ これまでの考え方
 - ▶ アメリカとの比較では、日本の大学は甘い
 - ▶ 中教審の提言
 - ▶ 厳格な成績管理
 - ▶ GPA
- ▶ しかし本当にそれだけが相違か
 - ▶ 実はアメリカでも問題
 - ▶ 強調されていること
 - ▶ 学生のエンゲージメント(engagement),インボルブメント(invovement)
- ▶ 基本的な問題: 学生をいかに巻き込み、学習に参加させるか

▶ 17

教育課程・プラクティスの工夫

- ▶ 学習の統制
 - ▶ 出席重視
 - ▶ 厳格な成績
 - ▶ レポート・小試験
- ▶ 親切的な授業
 - ▶ 熱心な授業
 - ▶ 学生の理解への配慮
- ▶ 参加型の授業
 - ▶ 学生の発表
 - ▶ 提出された課題へのコメント
 - ▶ グループ学習

▶ 18

調査の結果

▶ 授業のスタイルは大きな影響を与える

授業方法の経験の有無 による 授業関連の学習時間の変化(時間)

管理主義は必ずしも有効ではない

	出席重視	理解しやすい工夫	課題へのコメント
芸術			-0.315
教育	-1.329	.957	1.238
家政		.913	1.117
保健		.555	1.508
農学			1.900
工学	-1.083	.619	1.531
理学		.799	
経済		.639	2.433
法学	1.279	1.220	1.218
人文		.820	1.434

参加型授業は有効

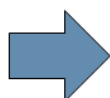
数値はすべて95%水準で優位

データ: 東京大学大学院教育学研究科・大学経営政策研究センター
(CRUMP)『全国大学生調査』2008

▶ 19

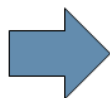
調査が示すもの

▶ 学生は多様・異なる成長過程にある



▶ 学生の実態を把握することが不可欠

▶ 一定の教育改善は効果をもたらす



▶ 組織的な取り組みが必要

▶ 専門領域・大学によって、事情は異なる



▶ それぞれの大学・専門領域で独自の戦略をたてる必要がある

課題は個々の大学に特有だが
その発見は一つの大学ではできない
大学間連携がクリティカル

▶ 20

もくじ



序. 今なぜ大学教育改革か

1. 学習させる大学
- ▶ 2. 成長させる大学
3. 開かれた大学

結論: 改革への戦略

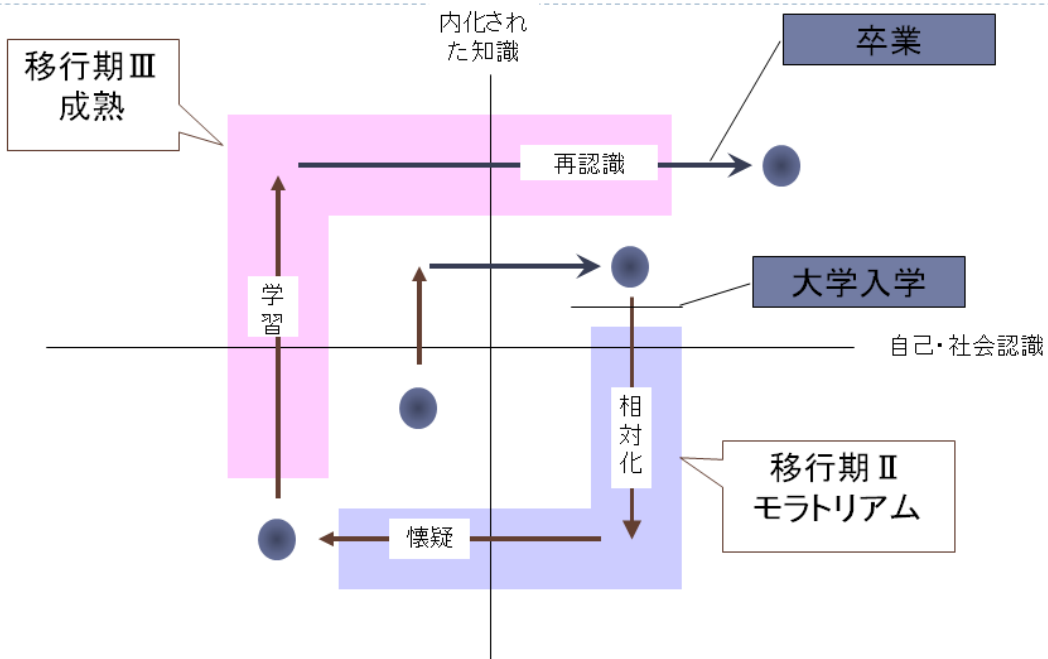
▶ 21

人格形成と大学 — 古典的な見方

- ▶ 大学に入る前に、将来の目的は明確
- ▶ 大学に入ってから、
 - ▶ 広い視野からもう一回考え直す
 - ▶ 自分の生き方、目標について考える—
 - ▶ 自己・社会認識の再編、強化
 - ▶ それを基礎に専門の勉強、社会に出る
- ▶ 前提
 - ▶ 大学に入るまえに一応の人生設計がある
 - ▶ 自分を疑う基礎がある
 - ▶ 大学の人的環境(教師、ともだち、サークルなど)がそれを支える

▶ 22

大学生の成長過程 — 古典的な成長図式



▶ 23

大学生の現実

大学の授業とあなたの関係

将来の希望が不確定が4割



授業をつうじて将来展望をきめる

■ 全くあてはまらない ■ あてはまらない □ あてはまる ■ よくあてはまる

データ： 東京大学大学経営政策研究センター『2007-8 全国学生調査』

▶

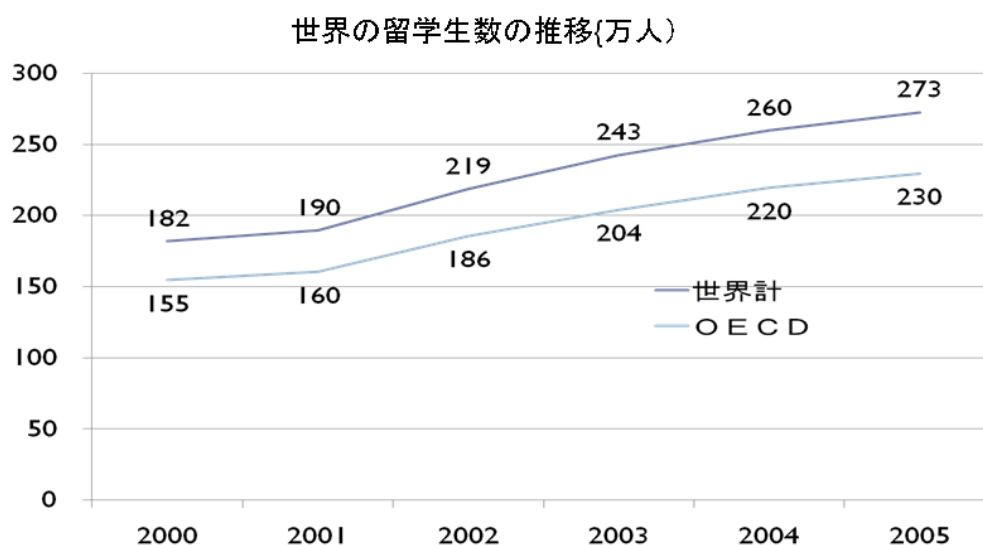
どのように成長環境を作るか

- ▶ 成長の基礎 — 経験
 - ▶ 現代の学生の成長環境は限られている
 - ▶ 社会は多様 バーチャルにしか把握できない
 - ▶ 現実との接触の機会が少ない
 - ▶ 経験の機会としてのアルバイト
- ▶ いま試されていること
 - ▶ 「キャリア教育」
 - ▶ インターンシップ
- ▶ これからの可能性
 - ▶ 地域社会との接触
 - ▶ 国際社会との接触

▶ 25

世界の留学生数（万人）

- ▶ 留学生数は21世紀になって急速に拡大



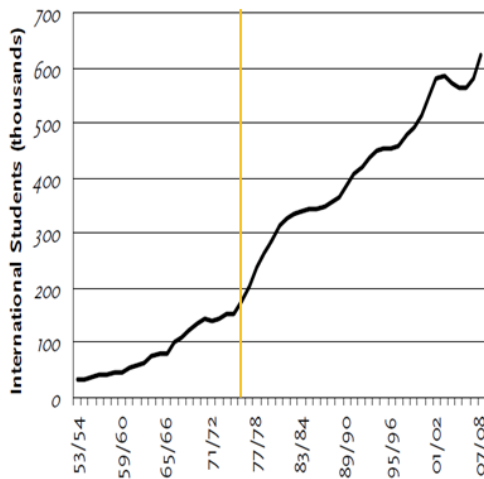
▶ 26

アメリカの留学生数

アメリカが受け入れている留学生数

B. INTERNATIONAL STUDENT TRENDS

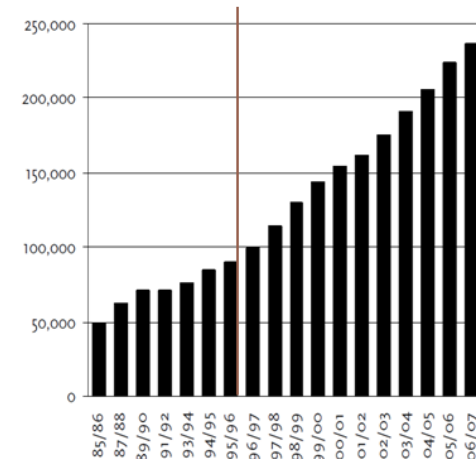
In 2007/08, the number of international students in the U.S. increased 7.0% over the previous year to 623,805 students.



アメリカからの留学生数

I. U.S. STUDY ABROAD TRENDS

241,791 U.S. students studied abroad for academic credit in 2006/07, an increase of 8.2% over the previous year. U.S. student participation in study abroad has increased by almost 150% in the past decade.



Source: Institute of international education, *Opendoors 2008 "Fast Facts"*

▶ 27

課題

- ▶ 広い意味での現実との接触、経験が必要
 - ▶ 地域社会
 - ▶ 国際社会
- ▶ 教育課程に有機的に取り込む
 - ▶ 地域の課題を対象とした授業、総合科目
 - ▶ 短期留学、留学生の受け入れ・在学生との接触
- ▶ 必要な条件
 - ▶ 地域社会との連携
 - ▶ 大学間連携

▶ 28

もくじ



序. 今なぜ大学教育改革か

1. 学習させる大学
2. 成長させる大学

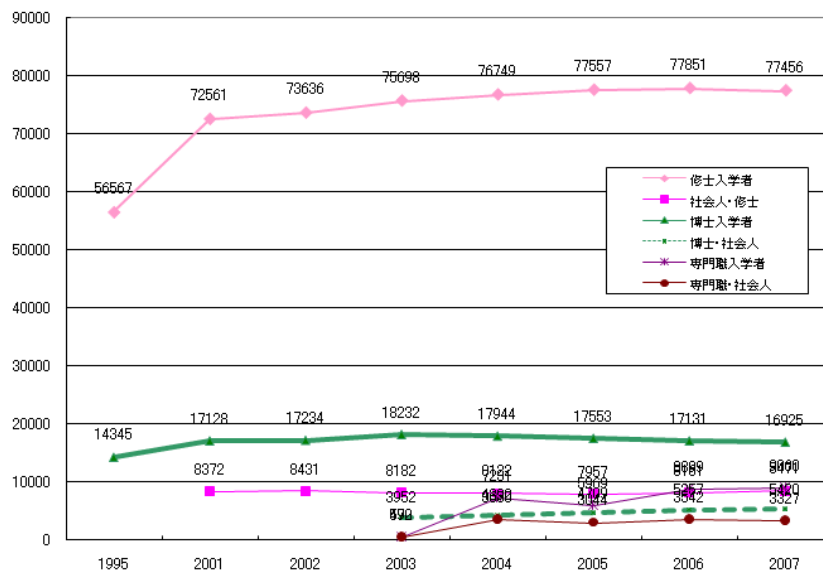
▶ 3. 開かれた大学

結論: 改革への戦略



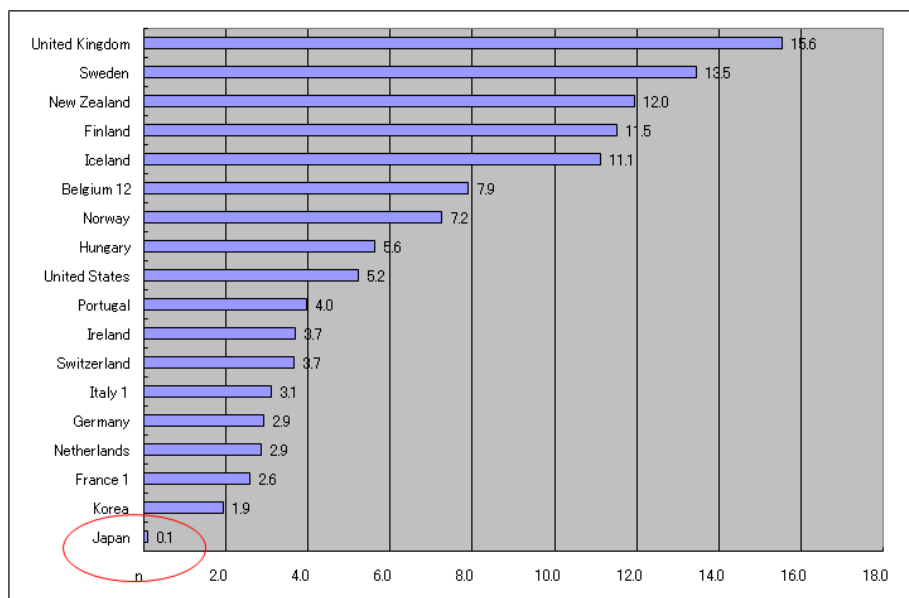
大学院教育の現状

▶ 大学院入学者は停滞



日本は極端に社会人参加が少ない

▶ 30-39歳の就学率の国際比較

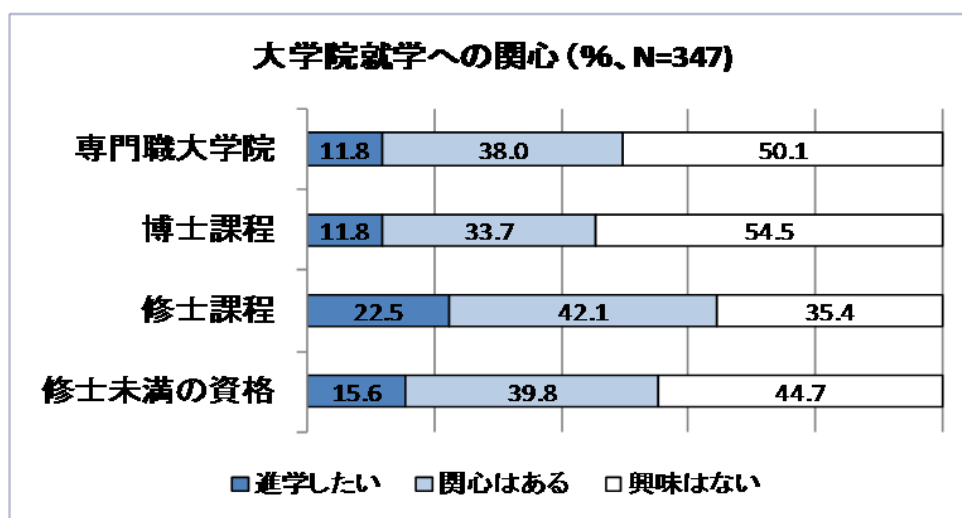


▶ 31

OECD: Education at a Glance

社会人の大学院就学への意欲

▶ 社会人の大学院就学への関心は高い



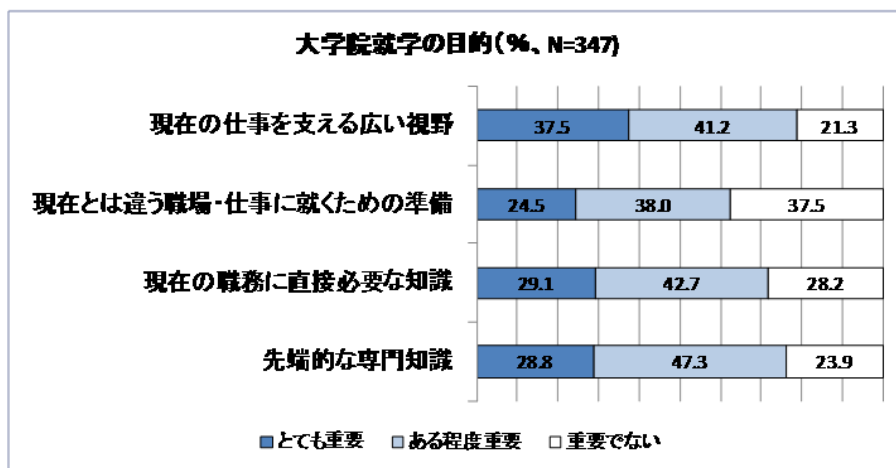
大卒後 I -2年の社会人

出所: 東京大学教育学部大学経営政策研究センター『全国大学生調査・追跡調査』から集計

▶ 32

就学の目的

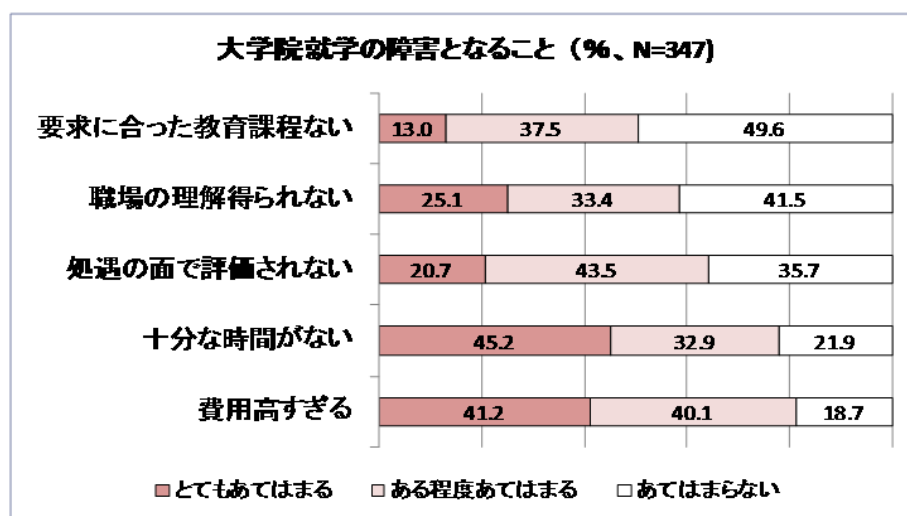
- ▶ 「広い視野」の獲得が重要
- ▶ その次が、専門的知識、直接必要な知識



▶ 33

大学側の体制にも課題が大きい

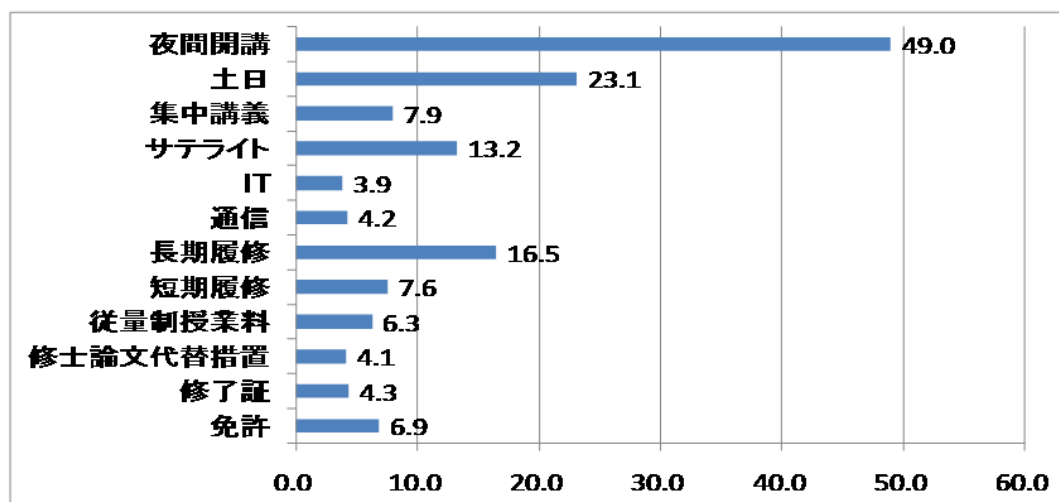
- ▶ 時間・費用が大きな障害
- ▶ 適当な教育課程が提供されていないことも問題



▶ 34

社会人のための措置

社会人の入学を積極的に認めている研究科が行っている措置(%)



▶ 35

停滞の構図

▶ 企業

- ▶ グローバル化の中での熾烈な競争
- ▶ 人材の獲得競争
- ▶ 職場の中で若手に負担
 - ▶ 大学院などでの再訓練の機会を奪う
- ▶ 結果として長期的な人材育成ができない

▶ 大学

- ▶ いぜんとして学問の論理から脱出できない
- ▶ 要求される知識と、学術的知識との関係を把握できない

▶ 脱出の可能性

- ▶ 地域との連携
- ▶ 大学間連携

▶ 36

もくじ



序. 今なぜ大学教育改革か

1. 学習させる大学

2. 成長させる大学

3. 開かれた大学

▶ 結論:改革への戦略

改革への戦略

- ▶ 大学教育、大学院改革のいずれも政策のできることは限られている
- ▶ 個々の大学の努力が基本
- ▶ 同時に幅広い連携が必要
 - ▶ 大学間連携
 - ▶ 地域連携
 - ▶ 国際連携



ご意見・ご質問をどうぞ

5. シンポジウム：12日(土) 14:00～16:00 A会場

経済状況が非常に混迷を極めているなか、格差と貧困が拡大し、高等教育進学率の2極化が進んでいる状況を踏まえ、近年はいっそう少子化による高等教育進学者数の減少が拡大し、高等教育機関の経営基盤も脅かされている。

地方都市において、このような負のスパイラルを打破し、持続的発展性を備えた地域社会を再構築するためには、高等教育による「人間力」の養成が必要である。

いま高等教育機関に求められている教育の役割は、学習者の人間的感性、広範な知識と適切な判断能力、社会的正義感と真理への勇気を兼ね備えた「真の教養人」を育てることであり、コスモポリタンな「人間力」をもった若者が街を活性化することである。

シンポジスト紹介

□金子 元久 氏 東京大学 教育学部 教授

基調講演のページでご紹介しているため、省略させていただきます。



金子 元久 氏

□西尾 正範 (にしお まさのり) 氏 函館市長

昭和48年4月 亀田市採用
昭和63年1月 教育委員会社会教育部体育課主査
平成6年4月 企画部計画推進室参事(3級)
平成8年4月 企画部企画管理課長
平成10年4月 企画部次長
平成11年6月 企画部長
平成15年7月 助役
平成18年12月 退任
平成19年4月 市長(1期目)



西尾 正範 氏

□義本 博司 (よしもと ひろし) 氏

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

昭和59年 文部省入省
平成3年 福岡県教育委員会義務教育課長
平成7年 在フランス日本大使館一等書記官
平成10年7月 中央省庁等改革推進本部事務局企画官
平成12年7月 文部大臣秘書官(事務取扱)
平成13年1月 生涯学習政策局生涯学習企画官
平成14年4月 大臣官房企画官(行政改革推進室長)
平成15年1月 初等中等教育局幼児教育課長
平成16年7月 大臣官房総務課広報室長
平成18年7月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
平成20年7月 高等教育局大学振興課長
平成21年7月 高等教育局高等教育企画課長



義本 博司 氏

コーディネータ紹介

□中島 秀之 (なかしま ひでゆき) 氏

公立はこだて未来大学学長、キャンパス・コンソーシアム函館会長

昭和52年 東京大学工学部計数工学科 卒業
昭和55年 東京大学大学院情報工学専門課程修士課程修了
昭和58年 東京大学大学院情報工学専門課程博士課程修了工学博士
昭和58年 通商産業省工業技術院電子技術総合研究所入所
平成13年 (上記機構改革して)
産業技術総合研究所サイバーアシスト研究センター長 就任
平成16年 公立はこだて未来大学学長 就任
平成20年 公立大学法人公立はこだて未来大学理事長兼学長 就任



中島 秀之 氏

教育立市・人材育成都市 函館

函館市長 西尾正範

一 函館市：南北北海道の行政・経済・文化の中心都市

1 2009函館開港150周年

- ・1859年に日本最初の国際貿易港として開港
- ・8月8日～16日まで「食」「音楽」「スポーツ」をキーワードとした大型イベント実施



2 観光都市函館

- ・夜景や西部地区の街並み
 - 9月11日(金)旧市街を一夜のバル街に
- ・19世紀に築城された星形城郭: 特別史跡五稜郭 など
- ・国内外から年間480万人の観光客が来訪





3 交通拠点としての函館

- ・北海道と本州を結ぶ交通の要衝
- ・陸海空の主要な交通機関が集積する交通拠点
- ・2015年 北海道新幹線函館開業
 - 東京まで : 6時間 → 4時間
 - 仙台まで : 4時間20分 → 2時間30分
- ・経済効果:年間361億円
 - 道内においても120億円
- ※ 民間シンクタンクによる試算



二 函館の人口動態 ～進む人口減少傾向～

1 現在の人口

- ・最新の国勢調査 平成17年 294,264人
- ・住民基本台帳 平成21年7月末 284,927人

2 人口減少の推移

- ・人口17年から減少幅が拡大し、平成18年は3,500人、平成19、20年は3,300人の減少

3 人口減少の要因

- ・出生者数の減 : 昭和55年は4,500人 → 最近は2,000人割れ
- ・高齢化の進展 : 平成17年以降 1,000人を超える自然減
- ・社会減 : 平成18年から減少幅が拡大 (H18:2,500人, H19:2,400人, H20:2,300人)

→ 景気回復の進んだ首都圏、愛知県、道内では札幌への流出増加

→ 若年人口の減少:高等教育機関の存立に影響

三 函館における高等教育機関の歴史と キャンパス・コンソーシアム函館の設立

1 函館市内 8つの高等教育機関

設立年	名称	役割
大正3年	北海道教育大学	道南における 教員養成 学校として地域の人材育成
昭和10年	北海道大学水産学部	水産・食品加工はじめ水産学分野 における教育・研究の進展、人材育成
昭和28年	函館短期大学	栄養士養成学校として 地域の食と健康 を担う人材育成
昭和37年	函館工業高等専門学校	高度技術社会を担う 技術者 の養成
昭和38年	函館大谷短期大学	地域の 女性教育推進、幼児教育や地域福祉 に携わる人材育成
昭和40年	函館大学	商学分野における教育・研究の進展に寄与、地域における 経済人育成と地域経済の発展 にも貢献
平成6年	ロシア極東国立総合大学 函館校	日本初で唯一のロシア国立大学の日本校として開校し、 日本とロシアの架け橋 となる人材を育成
平成12年	公立はこだて未来大学	函館市と周辺4町(上磯町, 大野町, 七飯町, 戸井町。設立当時)で構成する函館圏公立大学広域連合により、 情報系の人材育成機関 として開学

4

2 学生数など

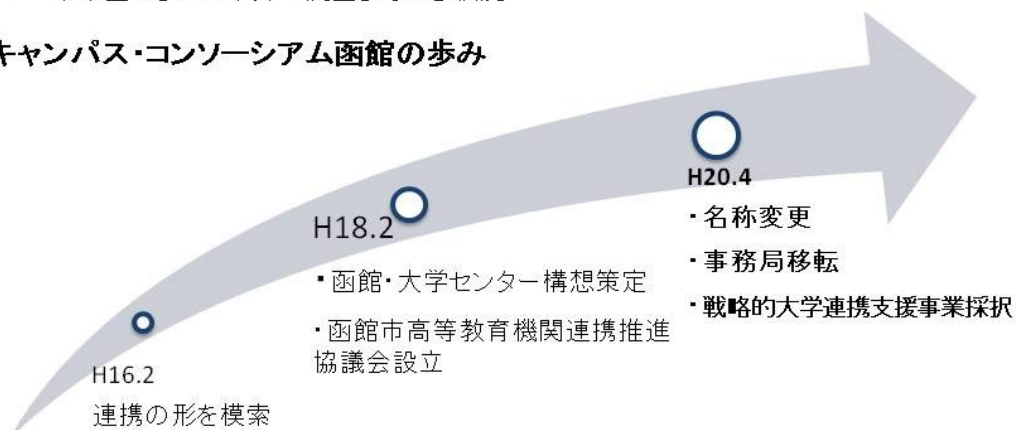
- ・学生・教職員: 6, 500人以上(大学院生, 研究生, 専門学校等含む)

※ 函館市人口の2%超,

函館市の18歳～21歳人口のうち, 高等教育機関の在籍者数は34%超(H18年)

- ・入学者の70%以上は市外出身
→ 高等教育機関が函館市の定住人口確保に果たしている役割は非常に大きい
- ・一方, 高等教育機関の卒業生が函館にとどまる割合は, 卒業生全体の30%未満,
→ 卒業生の多くが市外へ流出している状況

3 キャンパス・コンソーシアム函館の歩み



5



平成18年2月

・函館市高等教育機関連携推進協議会設立

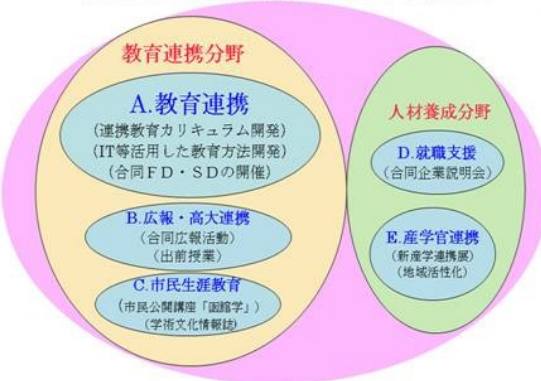
【函館・大学センター構想】

・大学センターは、高等教育機関相互および地域と高等教育機関の連携を企画・コーディネート・実施する組織とし、各高等教育機関や地域が持つポテンシャルを有機的に結びつけることにより、個性的で魅力ある高等教育機関の形成と地域づくりを推進することを目的とする。

4 平成20年度 戦略的大学連携支援事業に採択

提案名：高等教育機関連携による「キャンパス都市函館」構想

戦略的大学連携支援事業による取組内容



大学連携による地域と現代を軸とした教育とその発信



四 そのほか高等教育機関と連携したまちづくり

1 国際水産・海洋都市構想

H15.3 函館国際水産・海洋都市構想 策定

H21.4 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構設立



国際水産・海洋総合研究センター

8

2 はこだて国際科学祭(8/22～8/30まで市内各地で実施)

・平成20年:独立行政法人 科学技術振興機構による「地域ネットワーク支援」採択

・提案プログラム名

「国際交流都市函館の地域ネットワークを活かした科学文化の醸成」(提案:函館市)



9

3 はこだて国際民俗芸術祭(WMDF) (8/7～8/13まで市内各地で実施)

・世界の音楽と舞踊を函館で体感！

・海外の民俗音楽・舞踊家が一堂に会し、各種イベントを通じて交流を繰り広げる

・函館にしながら世界の文化を体感できる、国際観光都市にふさわしい国内最大級の規模と内容の民俗芸術祭



9

五 「教育立市・人材育成都市 函館」 実現に向けて

■ 函館市の施策

□ 初等・中等教育における市の施策

- ・校長先生の知恵の予算
- ・はこだてっ子水産・海洋体験学習事業 ほか



□ 高等教育における市の施策

- ・キャンパス・コンソーシアム函館

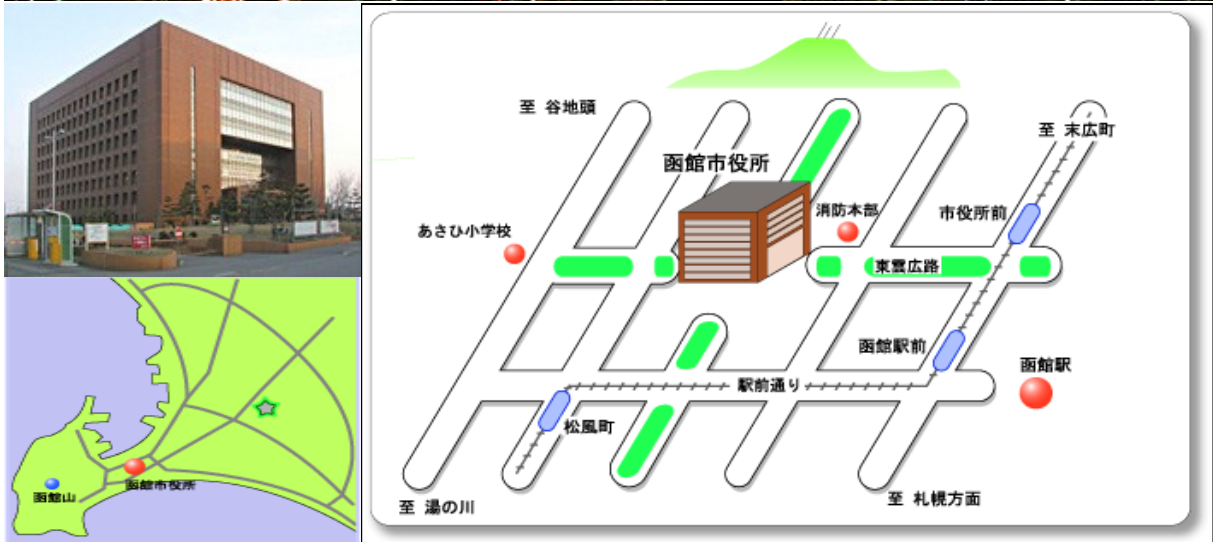
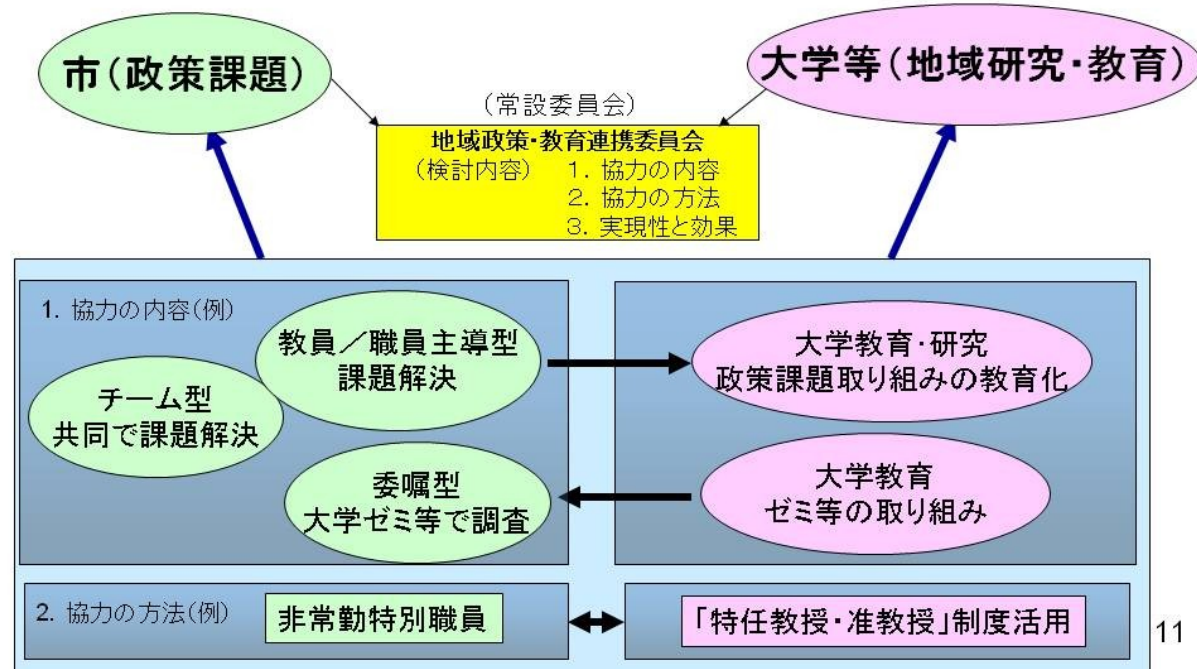


→ 高等教育機関における人材育成・まちづくりへの期待

10

■ 高等教育機関によるまちづくりや市政課題への取組

- 1 これまでの連携：各種審議会等への学識経験者としての登用，共同研究・委託研究
- 2 新たな連携：(コンセプト)市の政策課題と大学教育を結ぶ



大学間連携の動向と展望

平成21年9月12日

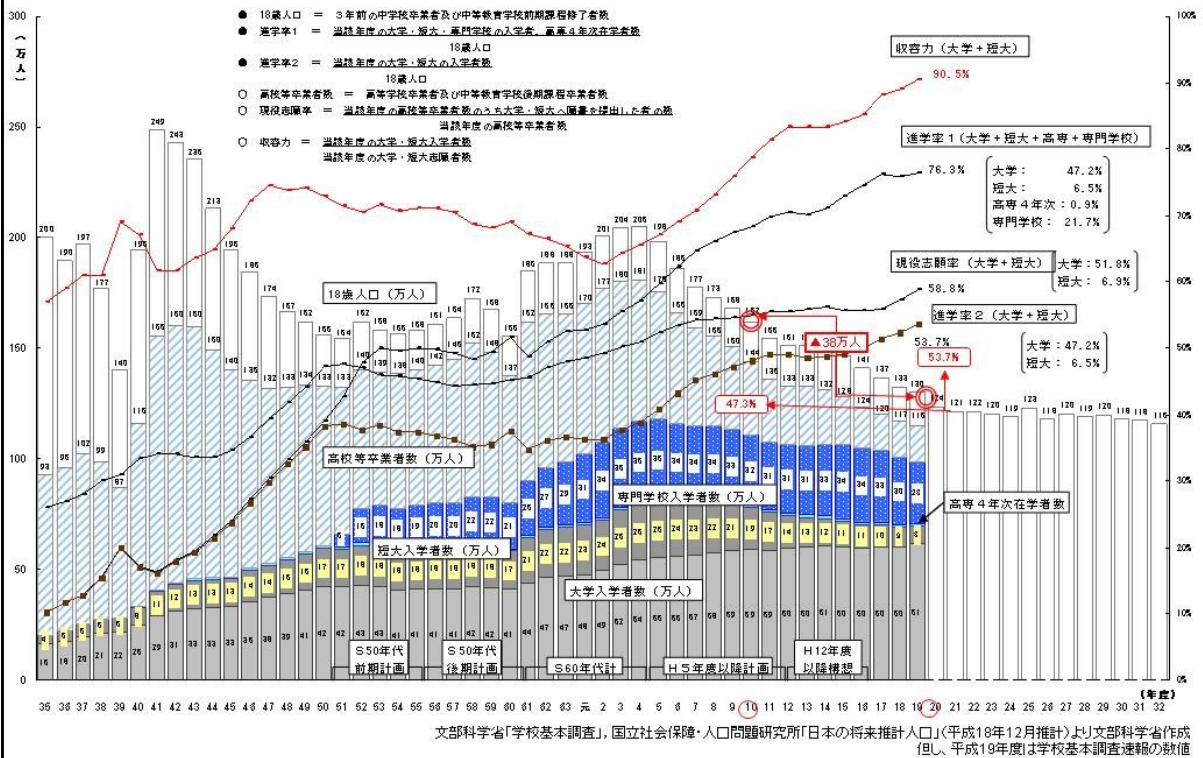
文部科学省高等教育企画課
義本博司

本日の話(ポイント)

- 大学をとりまく状況と大学間連携の意義
- 大学改革と大学間連携
- 大学間連携の動向と展望

大学をとりまく状況と大学間連携の意義

18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移



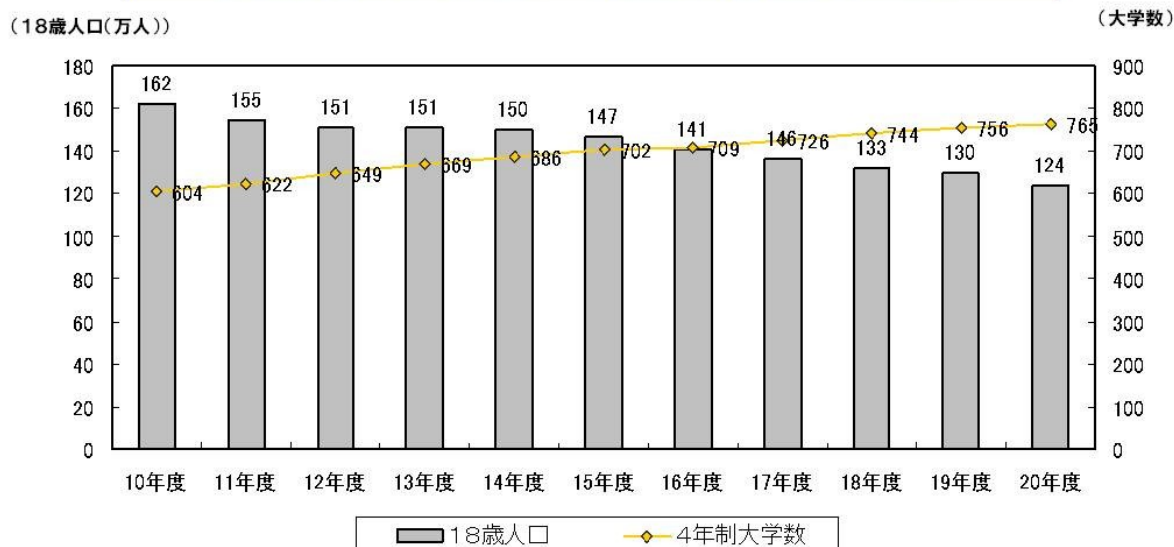
大学・短期大学をとりまく状況の推移

	平成10年度	平成15年度	平成20年度
18歳人口(千人)	1,622	1,465	1,237
大学・短期大学数	1,192	1,227	1,182
うち大学	604	702	765
うち短期大学	588	525	417
進学率	48.2%	49.0%	55.3%
収容力	78.8%	84.0%	92.0%

(出展:文部科学省「学校基本調査」)

18歳人口は減少する一方、大学の数は増加している

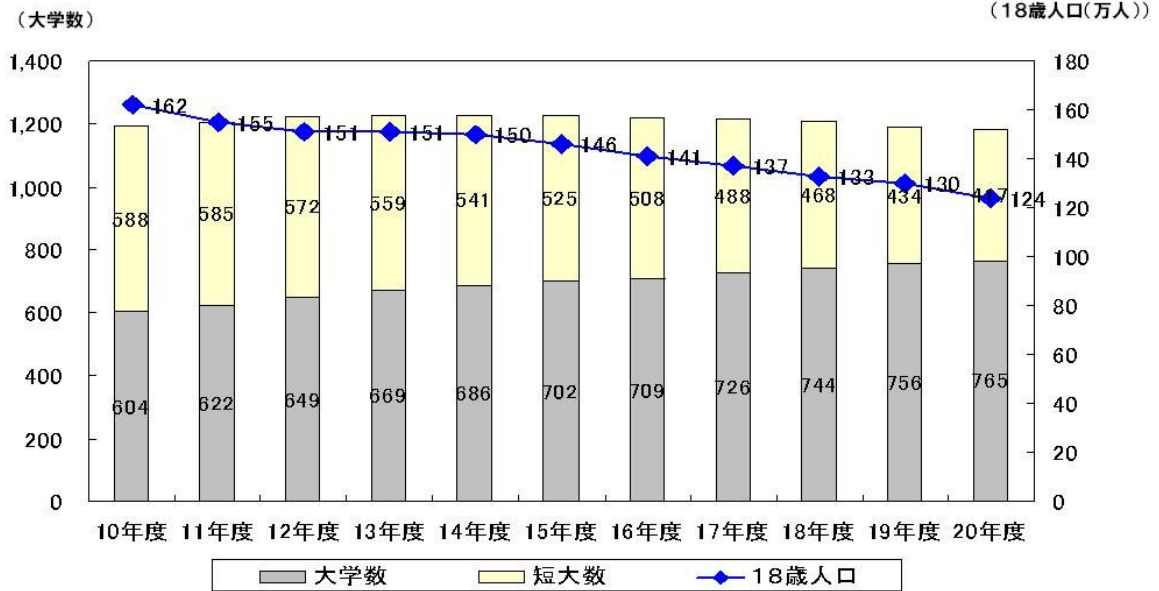
過去10年間で、18歳人口は23%減少し、4年制大学の数は27%増加



(文部科学省「学校基本調査」)

大学・短大数と18歳人口の推移

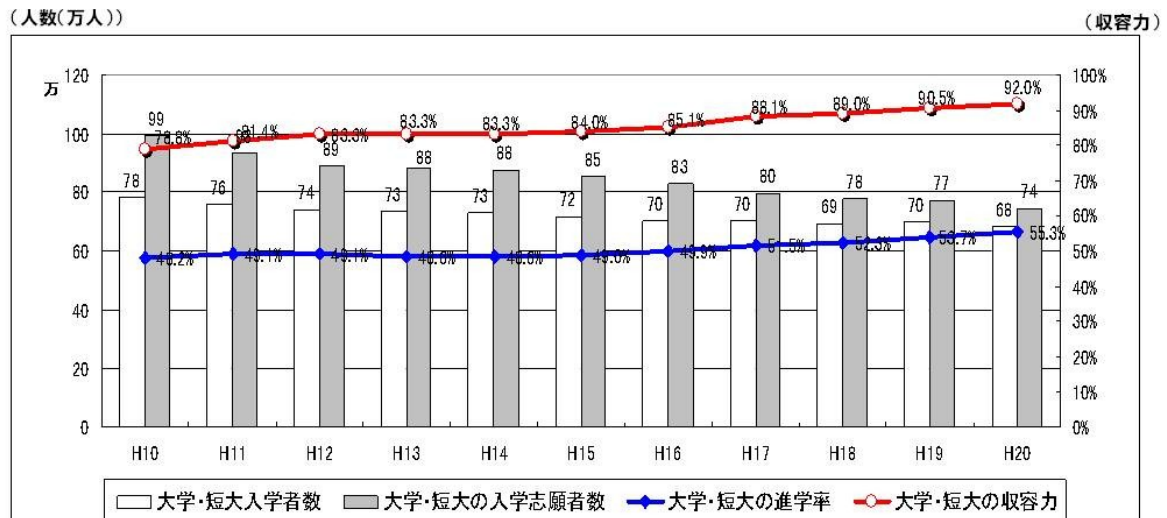
18歳人口の減少とともに短大を含めた大学数は減少



(文部科学省「学校基本調査」)

大学・短大の志願者の9割は入学可能な状況

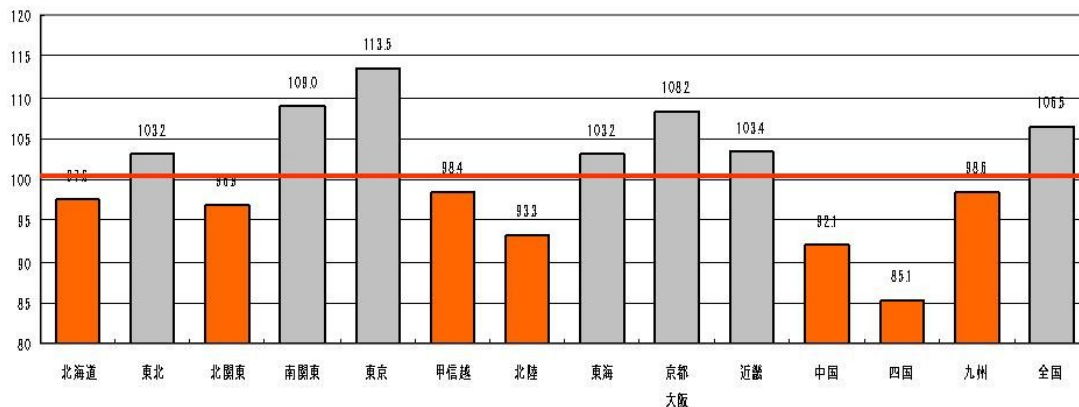
大学・短大の収容力(入学者数/志願者数)は92%(平成20年)



(文部科学省「学校基本調査」)

地域により、私大の入学定員は100%を割り込んでいる

私大全体で入学定員率(入学者数/入学定員)が100%を割り込んでいる地域は、北海道、北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州

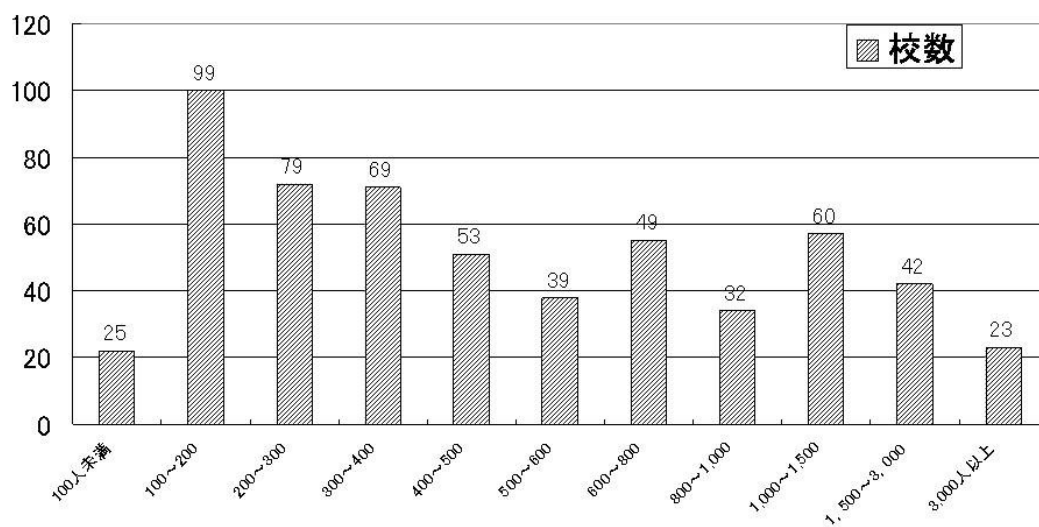


※私立4年制大学の46.5%(265校)[前年度から0.6%改善]が定員割れ

(日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

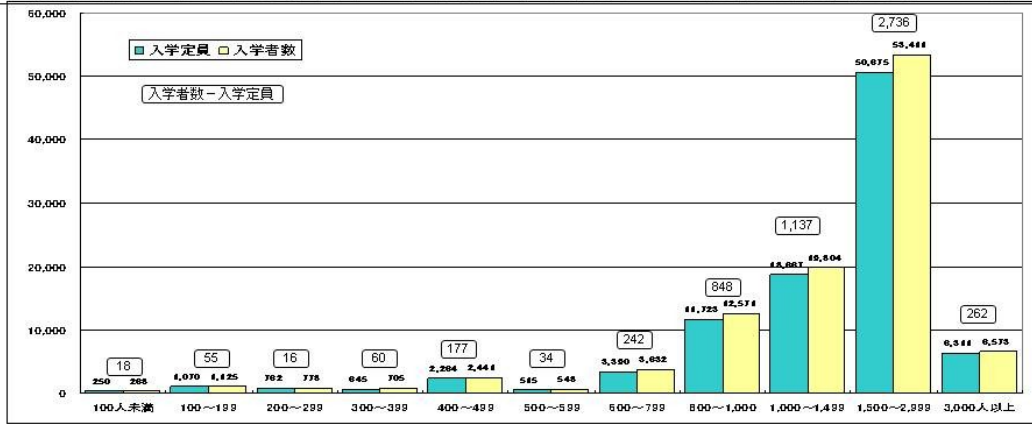
入学定員規模別の分布状況[私立大学]

入学定員800人未満の大学は全体の72.5%(413校/570校)



日本私立学校振興・共済事業団調べ(平成21年度)

規模別の入学定員、入学者数等(平成21年度速報値, 国立大学)



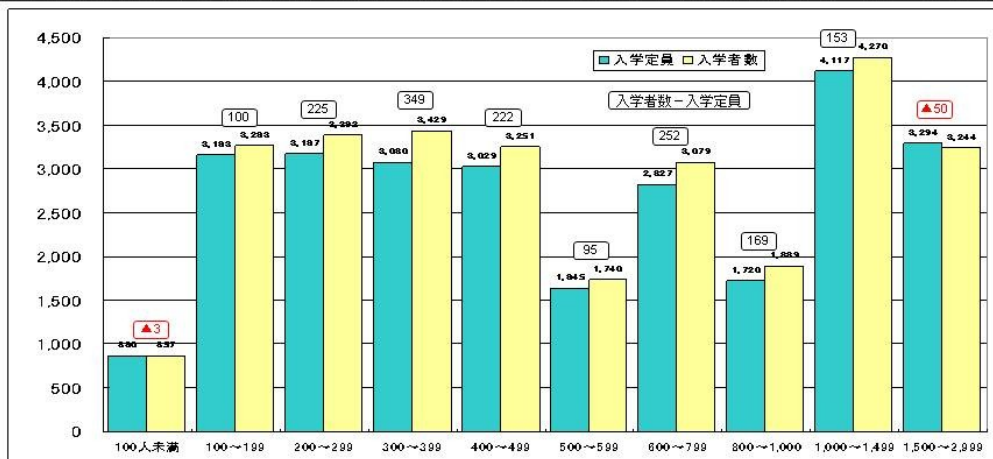
大学数	3	7	3	2	5	1	5	13	16	25	2	82
入学定員充足率	107.2%	105.1%	102.1%	109.3%	107.8%	106.6%	107.1%	107.2%	106.1%	105.4%	104.2%	105.8%
(前年度)	106.8%	104.8%	107.4%	110.1%	109.6%	107.6%	108.8%	107.5%	107.1%	106.2%	104.9%	106.7%
志願者割合	0.1%	1.1%	0.9%	0.5%	3.5%	0.4%	3.8%	12.8%	21.7%	48.3%	6.8%	100.0%
(前年度)	0.1%	1.2%	0.8%	0.5%	3.6%	0.4%	4.0%	12.7%	20.9%	49.0%	6.8%	100.0%
入学者数	268	1,125	778	705	2,441	548	3,632	12,571	19,804	53,411	6,573	101,856
入学者割合	0.3%	1.1%	0.8%	0.7%	2.4%	0.5%	3.6%	12.3%	19.4%	52.4%	6.5%	100.0%
前年度入学者数	267	1,090	808	710	2,481	554	3,688	12,578	19,911	53,652	6,606	102,345
(前年度)	0.3%	1.1%	0.8%	0.7%	2.4%	0.5%	3.6%	12.3%	19.5%	52.4%	6.5%	100.0%

2

大学院大学は含まない。入学定員充足率は入学定員に対する入学者数の割合。志願者割合、入学者割合は、全国を100%とした場合の各規模の割合。

2

規模別の入学定員、入学者数等(平成21年度速報値, 公立大学)

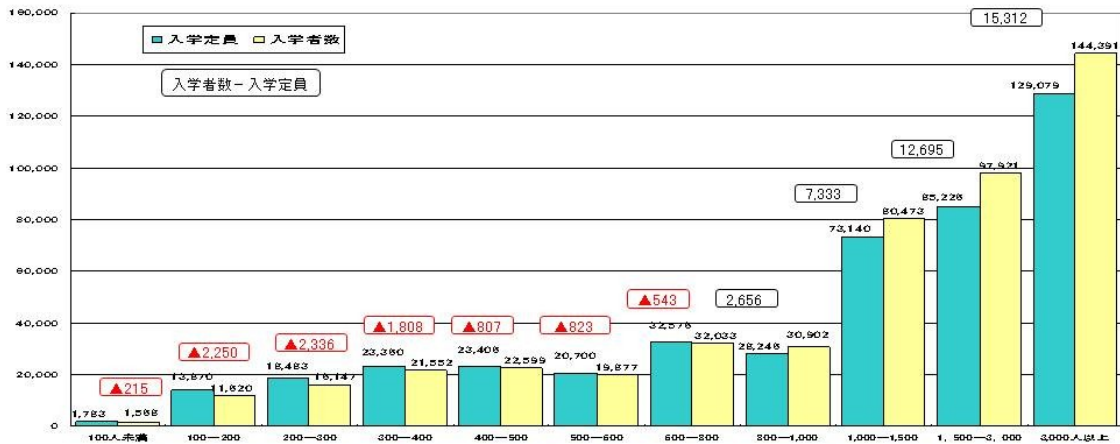


大学数	10	21	14	9	7	3	4	2	3	2	75
入学定員充足率	99.7%	103.2%	107.1%	111.3%	107.3%	105.8%	108.9%	109.8%	103.7%	98.5%	105.6%
(前年度)	106.5%	105.0%	100.8%	112.2%	108.7%	106.8%	105.0%	112.2%	109.6%	107.8%	107.6%
志願者割合	2.6%	10.2%	11.3%	13.7%	11.6%	5.6%	10.7%	7.1%	17.0%	10.3%	100.0%
(前年度)	2.6%	14.0%	7.4%	12.7%	9.2%	5.5%	10.9%	8.3%	23.2%	6.2%	100.0%
入学者数	857	3,263	3,392	3,429	3,251	1,740	3,079	1,889	4,270	3,244	28,414
入学者割合	3.0%	11.5%	11.9%	12.1%	11.4%	6.1%	10.8%	6.6%	15.0%	11.4%	100.0%
前年度入学者数	971	3,698	2,315	3,456	2,851	1,741	2,851	1,919	5,970	1,692	27,464
(前年度)	3.5%	13.5%	8.4%	12.6%	10.4%	6.3%	10.4%	7.0%	21.7%	6.2%	100.0%

3

3

規模別の入学定員、入学者数等(平成21年度, 私立大学)



大学数	25	99	79	69	53	39	49	32	60	42	23	570
入定充足率	87.9%	83.8%	87.4%	92.3%	96.6%	96.0%	98.3%	109.4%	110.0%	114.9%	111.9%	106.5%
(前年度)	89.6%	81.9%	86.9%	91.4%	97.1%	94.2%	94.2%	110.3%	109.6%	115.5%	114.0%	106.6%
志願者割合	0.1%	1.5%	1.7%	2.2%	2.1%	2.1%	3.5%	4.6%	12.2%	21.1%	48.8%	100.0%
(前年度)	0.1%	1.6%	1.5%	2.4%	2.1%	2.2%	3.6%	4.9%	11.6%	20.5%	49.4%	100.0%
入学者数	1,568	11,620	16,147	21,552	22,599	19,877	32,033	30,902	80,473	97,921	144,391	479,083
入学者割合	0.3%	2.4%	3.4%	4.5%	4.7%	4.1%	6.7%	6.5%	16.8%	20.4%	30.1%	100.0%
(前年度入学者数)	1,385	11,707	14,976	22,038	21,972	19,127	34,564	33,108	76,270	97,723	478,000	478,000
(前年度割合)	0.3%	2.4%	3.1%	4.6%	4.6%	4.0%	7.2%	6.9%	16.0%	20.4%	30.4%	100.0%

進学率・地元進学率

大学・短大進学率は、九州の44%から南関東の63%と幅があるが、進学者のうち地元地域に進学する者の割合は、甲信越の30%から南関東の95%まで大きく異なる。

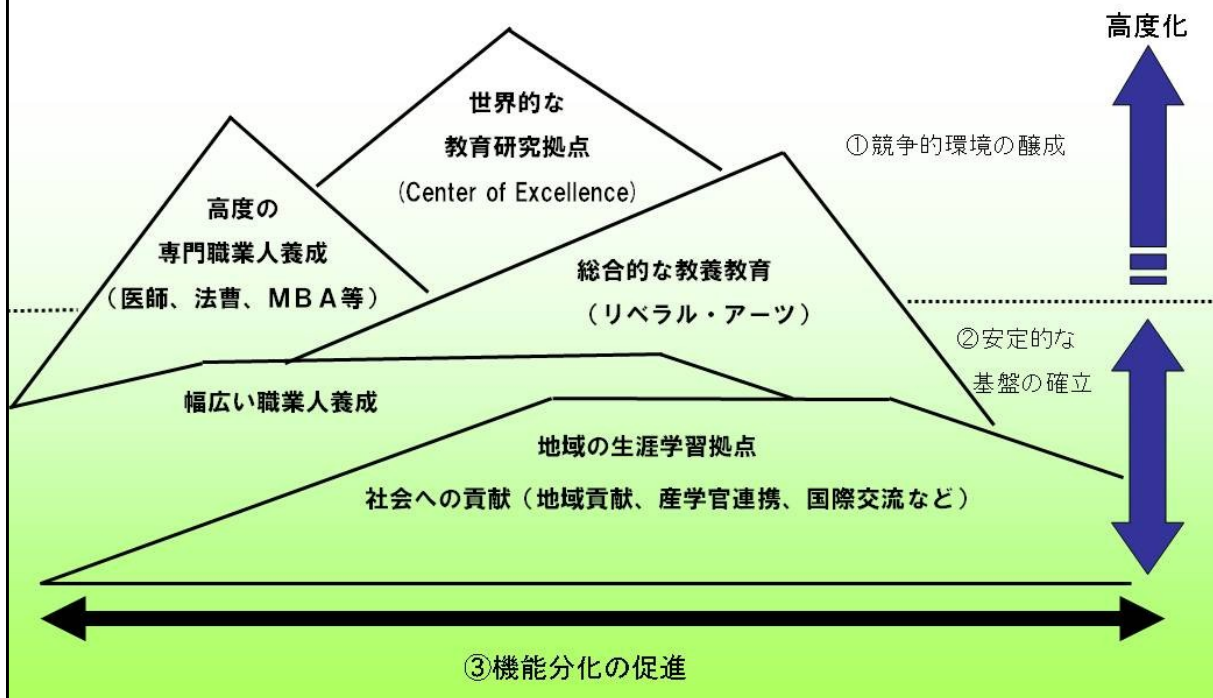
(単位:人)

	(A) 進学者数 (その地域の出身者で、 同一地域内の大学・短大 に進学したもの)	(B) 進学者数 (その地域の出身者の進 学者(どの地域の大学・ 短大に進学したかを問わ ない))	(C) 進学者数 (出身地域に関わらず、 その地域の大学・短大に 進学した者)	(D) 地域の18才人口	(C/D) 地域の18歳人口 に対する入 学者の割合	(B/D) 進学率 (その地域の 18歳人口の進 学率)	(A/B) 進学者のうち 地元地域への 進学の割合
北海道	17,919	24,373	22,760	54,425	41.8%	44.8%	73.5%
東北	24,933	44,042	30,696	103,107	29.8%	42.7%	56.6%
北関東	11,709	38,642	21,117	72,845	29.0%	53.0%	30.3%
南関東	173,339	182,543	271,238	291,881	92.9%	62.5%	95.0%
甲信越	10,413	30,052	16,415	57,127	28.7%	52.6%	34.6%
北陸	7,723	16,914	12,017	31,094	38.6%	54.4%	45.7%
東海	53,467	79,699	65,088	148,594	43.8%	53.6%	67.1%
近畿	103,508	117,010	139,556	198,195	70.4%	59.0%	88.5%
中国	21,987	40,069	32,485	77,434	42.0%	51.7%	54.9%
四国	8,220	20,705	12,214	41,024	29.8%	50.5%	39.7%
九州	52,630	71,162	60,912	161,568	37.7%	44.0%	74.0%
合計	485,848	665,211	684,498	1,237,294	55.3%	53.8%	73.0%

(その他、海外の高校卒業生等19,287人がいるため(C)と一致しない)

(平成20年度)

大学改革の方向性(多様化と機能別分化)



大学等の経営をとりまく環境が厳しさを増す中においても、グローバル化や知識基盤社会は否応なく進展し、新たな知を創出する大学の役割がますます高まっている。

① 限られた教育研究資源の中で、各大学等が地域における人材養成、地域の生涯学習機会の拠点、地域貢献等の新たな需要に応えることは困難な状況になりつつあり、地域の複数大学が一貫した戦略の下に連携して教育研究資源を提供し合うことにより、一つの大学では不可能な地域の教育研究ニーズや教育の質向上に適切に対応するべきではないか。

② 世界的研究・教育拠点を目指す大学においても、一つの大学において学問の学際化・融合の進展による新たな教育研究のニーズに的確に対応して、既存の教育研究資源を活用しつつ新たな教育研究組織を立ち上げ、世界の大学と伍する高度な教育研究組織をより柔軟かつ迅速に立ち上げることは容易ではないが、このような状況を打開しないと我が国の大学が世界の大学と伍して競争できなくなるのではないか。

これらの課題に対応するの設置形態ため、将来像答申等を踏まえつつ、

① 国公立大学等の枠組みを超えて複数大学が連携し、各大学の教育研究資源を有効活用し、地域の知の拠点としての機能強化を推進、

② 複数大学が、共同で教育課程を編成・実施することが容易にできるよう、設置に際し柔軟に対応するため設置基準上の特例を設けるとともに、複数大学が連名で学位授与を行える仕組みを新たに創設、することが必要ではないか。

戦略的大学連携
支援事業の実施

教育課程の共同
実施制度の創設

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

第2章 成長力の強化

1. 成長力加速プログラム

Ⅲ 成長可能性拡大戦略－イノベーション等

(2) 大学・大学院改革

④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

・ 自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。

・ **国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。**

・ **国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。**

「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

【方向3】 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

④ 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため、国私立の大学等の協同で行う取組を支援する等、各大学等がそれぞれの特色を活かして行う地域振興に貢献する取組を促す。

【施策】

◇ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援

全国各地域において、大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を複数の大学間で有効に活用し、地域人材の育成・イノベーション創出等の地域貢献機能の強化・拡大及び教育研究の多様化・特色化を図るための取組(国公私を通じたコンソーシアム)が、充実したものとなるよう、支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。

地方再生戦略(地域活性化統合本部会合)【抜粋】

(平成20年12月19日改訂)

第1 地方再生の基本的考え方

3 平成21年度以降の地方再生の方向性

ア 地域の「人材力の強化」

(イ) 地域と大学等の連携を通じ、地域での「産学官連携」の推進

地域の様々な主体と大学等との連携を進める中で、地方大学等の教育研究機能の一層の充実や大学間連携に対する支援に加え、例えば、三大都市圏の大学等の有する技術力の地方への積極的な移転の推進を図るなど、都市と地方の連携を強化する。

第3 地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落の地方再生の方向

1 地方都市

(2) 施策展開の方向

(多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生)

さらに、地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等有する人的・物的資源の有効活用を図るほか、地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワーク(ソーシャル・キャピタル)の充実等に取り組む。

第4 平成21年度における課題分野別施策の展開

1 地域成長力の強化

(3) 科学技術による地域活性化

ア 大学等と地域の連携強化

地域の「知」の拠点である大学、研究機関等と地域の自治体や企業が連携し、優れた知識や技術をいかした取組が展開されるよう、「産学官連携」を強化し、地域におけるイノベーションの創出を図る。

イ 地域における科学技術・技能人材の育成

地域産業の活性化を図るために、地域において大学・高等専門学校等と地域の自治体や企業が連携し、地域ニーズに応える研究・技術開発人材、専門的な技術・技能を継承する人材、地域イノベーションを担う事業化支援人材等の育成・定着・循環を図る。

その際、地域活性化の担い手となる多様な人材の育成に資するため、地方の大学等の教育研究機能の一層の充実を図る。

大学改革と大学間連携

「学士課程教育の構築に向けて」中央教育審議会答申の概要

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

2. 主な内容

【現状・課題】

【改善方策の例】

(1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようにするか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

【学士力に関する主な内容】

1. 知識・理解(文化、社会、自然等)
2. 汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等)
3. 態度・志向性(自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等)
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

「学士課程教育の構築に向けて」中央教育審議会答申(平成20年12月24日)

(大学間連携部分の抜粋)

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

5 大学間の連携、開かれた協同のネットワークの構築

(1)現状と課題

- (ア) 本審議会は、第1章で述べたとおり、**大学教育の質の保証に向け、競争と協同の調和が重要**であると考え、個性や特色を明確にした各大学が、**地域内の自主的な連携、協同により、得意分野の強化、集約化、適切な役割分担を進め、地域のニーズに応じた多様で豊富な教育を提供**することが、新しい形態として期待される。
- (イ) 大学間の連携、協同の取組に対する支援は、地域における知の拠点としての大学の存在感を大きなものとするために、また、教員の教育力向上等に関する要請に応え、FDセンター等の機能を強化・拡充するためにも有効である。

(2)改革の方向

- (ア) 将来像答申が展望するように、大学全体として機能別に分化していく方向に向かうとするならば、各大学の個性化・特色化を促進していく観点からは、**設置主体等の違いを超えて、それぞれの機能に即した大学間連携が進められていくことが有意義**である。具体的な取組としては、例えば、**教育・研究設備の共同利用化、共同プログラム(社会人向けを含む)の開発・実施**、放送大学の授業番組の活用、**大学教員、職員の研修センターの共同運営、教育活動の相互評価**などが考えられる。その際、時間的・地理的な制約を克服するため、情報通信技術の積極的な活用が望まれる。
- (イ) また、現行の連合大学院や単位互換等の大学間連携の仕組みでは、複数大学が連携して行った教育は一つの大学名でしか成果(学位)が表示されない。これについては、大学設置基準等を改正し、平成21年度から、共同で教育課程を編成・実施し、複数大学が連名で学位授与を行うための新たな仕組みが導入されることとされており、その活用が期待される。

【大学に期待される取組】

- ・ 複数の大学が教育活動を連携して行う大学コンソーシアムなど、大学間連携を進める場合、自己点検・評価に当たって、相互評価を活用することを検討する。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ・ 将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。

現在進行中の大学教育改革の議論 (全体像)

特徴

- ユニバーサル化、グローバル化、少子化などの大学をめぐる変化を踏まえ、制度、仕組みの意義・在り方を総合的に見直し・検証し、必要な改善を図る(制度の抜本改革よりも改修補強)
- 特定課題について一定期間審議し答申をまとめるよりも、成案を得た事項を中心に逐次報告をまとめ、具体化を図る

質の保証

- 大学による自主的改善の取組の促進
- 透明性、説明責任の強化
- 学生本位の教育の推進

大学内部の質保証

- 入り口(入学)、出口(学位)、プロセス(教育内容・方法)の方針の明確化と改善の取組
- 教職員の職能開発

学士課程答申(H20.12)

公的質保証システム

- 設置基準、設置認可、認証評価の関係の明確化
- 基準の具体化、明確化(暗黙知の可視化)
- 評価での大学内部の質保証機能、学修成果の重視
- 情報公開の推進(項目の具体化、体制整備等)
- 学生支援、学修環境、キャリアガイダンスの位置づけ

国際的通用性の強化

- 我が国の大学制度の情報発信強化
- 組織的・継続的な大学連携の構築(ダブルディグリー等の位置づけ)

大学(大学システム)

大学の規模の在り方

- 当面の対応(定員未充足等)
- 中長期的な在り方

- 自主的な定員適正化、法人統合等の促進
- 学位、分野レベルでの規模の在り方
- 社会人受け入れの拡大方策の検討

機能別分化

- 各大学ごとの強み・特性の明確化
- 大学間連携・協働による相互補完

組織体制等の見直し

- 国立大学の組織・定員見直し(博士課程、教員養成、附置研等)
- 認証評価での機能別分化の反映の検討
- 国際的な大学評価活動の検討

大学間連携・協働

- 共同実施教育課程の創設・実施
- 戦略的・大学間連携支援
- 教育・学生支援での共同利用拠点制度の創設

公的な質保証システムの改善の方向性

公的質保証システムの役割(「設置基準」、「設置認可」、「認証評価」を通じた3つの事項の確認)

- ①大学として必要な水準を規定した「設置基準」の内容(体系的な教育課程、人的・物的組織体制、物的環境等)を満たすこと
- ②大学の内部システム(適切な入学段階・修了段階での管理、教職員の職能開発、情報公開等)を備え、適切に運用され、効果を上げていること
- ③内部システムの実施状況に関し、適切な自己点検・評価が行われ、その結果に基づき自主的な改善が図られていること

「設置基準」、「設置認可」、「認証評価」が一体的にこうした役割を発揮できるように、以下のような課題について改善を図る

設置基準

- 入学資格、修業年限、組織編成等
- 教員組織、施設設備等の最低基準
- 教育活動の規範等

- 定性的・抽象的な基準の具体化・明確化、大学教育の理念に内包された共通ルールの明確化(例:教員要件の明確化、施設・設備の定量的基準、大学院大学の基準の明確化、研究環境のあり方)
- 大学内部の質保証の仕組み(情報公開の項目の具体化、内部質保証の仕組みの位置づけの明確化等)
- その他(通信教育設置基準、短期大学設置基準の見直し、学位に付記する専攻名等のあり方)

設置認可

- 設置認可審査における審査期間の適正化
- 届出設置制度の改善(要件、学年進行中の取扱等)

認証評価

- 大学評価基準と「設置基準」との関係整理
- 認証評価の結果(不適合を含む)の公表に当たっての「設置基準」、大学評価基準との関係の明確化
- 大学の内部の質保証が実質的に機能しているかの確認の工夫
- 重複している評価の基準・項目の整理・明確化、機関別評価の負担軽減等

各大学における教育研究活動等の積極的な情報公開を進める
(各大学の体制整備、公開する教育研究活動の基本情報の項目の具体化、データベースの構築等)

大学の機能別分化と大学間の連携・ネットワーク

大学の機能分化の必要性

様々な社会構造の変化の中で、多様化、高度化する社会や学習者の需要に対応していくためには、各大学が全ての機能を有するのではなく、限られた資源を集中的・効果的に投入することを通じて、各大学の個性化・特色化を推進し、教育研究の充実・高度化を図るとともに、大学全体としての多様性を確保することが必要。

大学の機能別分化

- 自らの選択に基づき、機能の比重の置き方を不断に見直し
- ・一定の固定化された類型への種別化ではない
 - ・全ての活動を特定の機能に比重を置くことを求めるものでない

大学間ネットワークの構築等を通じて大学間の連携協働を推進し、機能の補完や充実強化を図る

大学間のネットワーク

- 大学間の連携協力による機能の補完・充実強化
- 連携を通じた教育の質の相互確認や質保証のための自主的な枠組みの構築
- 大学の人的・物的資源の共同利用・有効活用

中教審で審議

検討課題

- 機能の分類の在り方
- 公的質保証システムと関連する公財政支援
- 自主的な質保証活動を通じた促進方策
- 大学間ネットワークを通じた機能別分化の促進策
- 教育、学生支援を行う共同利用施設等への支援等

機能分化の一層の促進

大学間連携の動向と展望

大学間連携に関わる施策

財政支援

戦略的大学連携支援プログラム (H20～)(60億円)

複数大学による戦略的な大学間連携の取組を支援

- ・地域の大学コンソーシアム形成
- ・大学間相互の質保証・向上活動
- ・共同実施プログラムの推進 等

92件(466大学)で実施

大学間連携を促す制度

大学における教育課程の共同実施制度 (H21～)

国公私を通じて、複数の大学が共同して教育課程を編成し、連名で学位を授与することを可能とする仕組み

共同利用・共同研究拠点制度 (H20～)

大学の附置研究所・研究センターについて、国公私を通じた複数大学の共同利用・共同研究の拠点として文部科学大臣が認定する仕組み
(平成21年6月現在、79拠点認定)

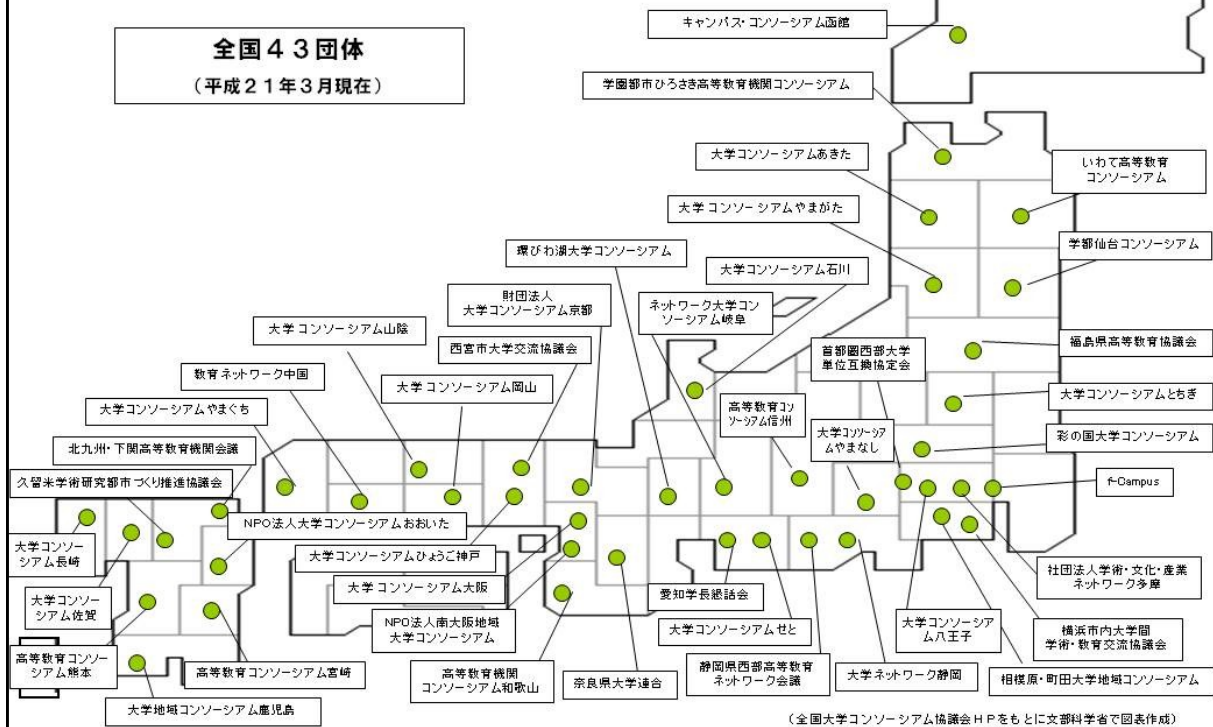
教育・学生支援共同利用拠点制度 (平成21年9月1日施行)

教育・学生支援分野における、複数大学が共同利用するための拠点を文部科学大臣が認定する仕組み

大学間連携の状況（コンソーシアム等の大学間連携）

全国43団体

（平成21年3月現在）



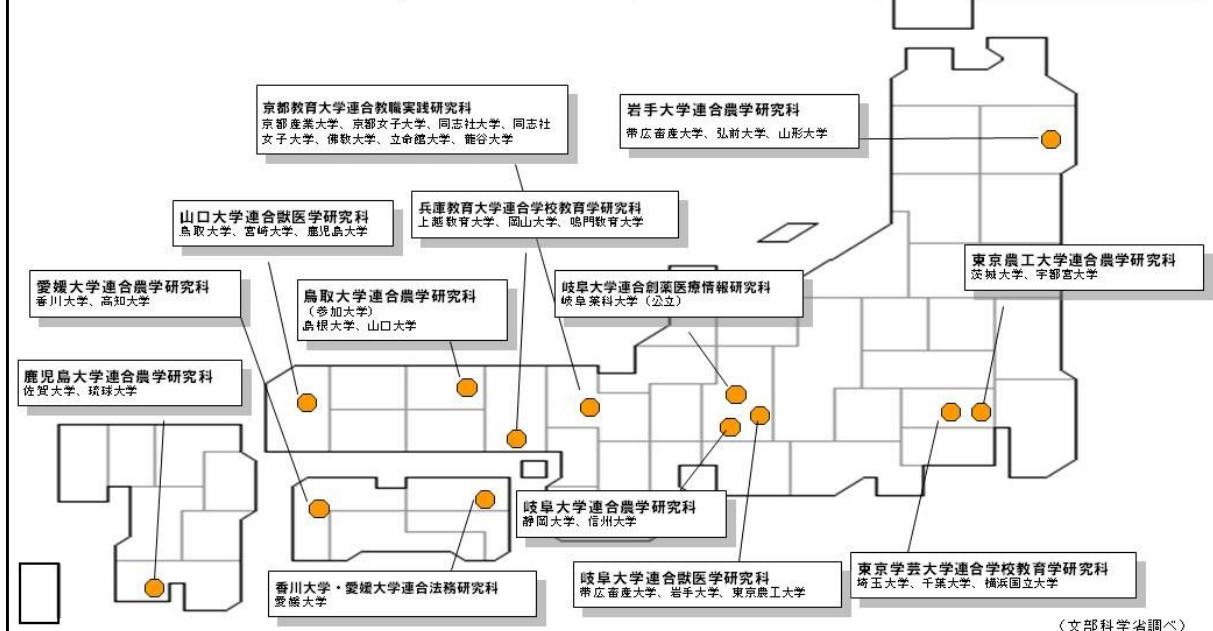
大学間連携の状況（連合大学院）

国立11大学13研究科

（平成20年4月現在）

（基幹大学名）

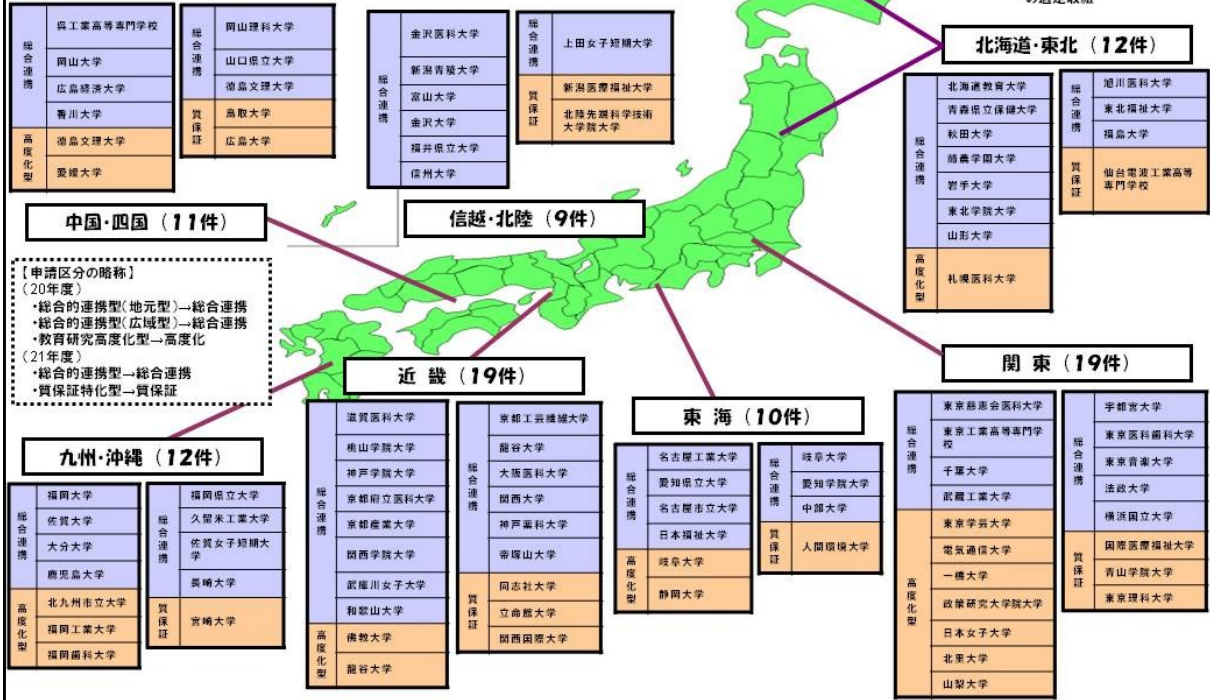
参加大学名



「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」選定取組 地域別分布図【2ヶ年の累計】

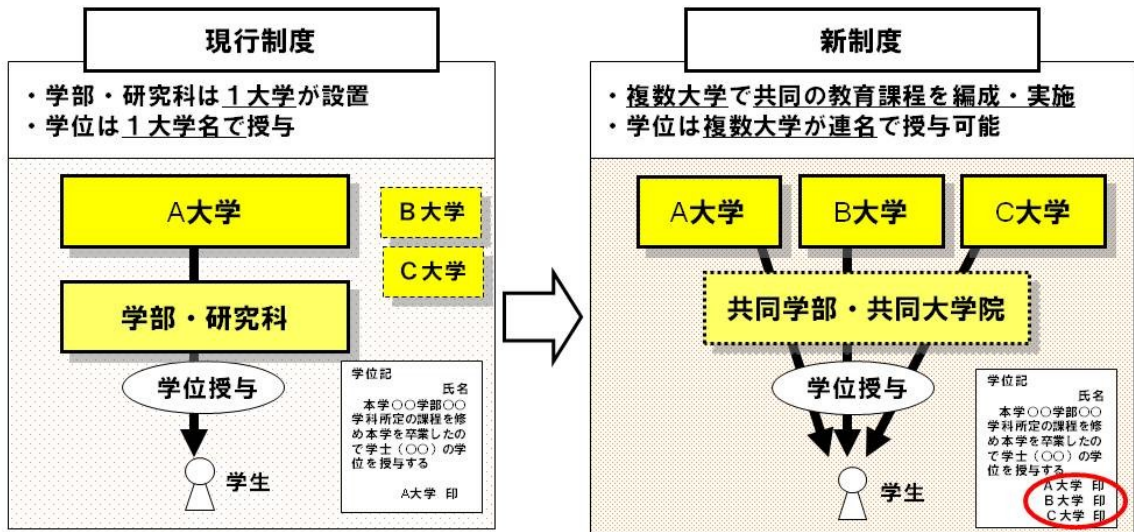
※全国各地域で 92件【467大学等】の連携取組を支援

(注1) 代表校の学校名のみ
(注2) 代表校の所在地分布
(注3) 左が20年度、右が21年度の選定取組



大学における教育課程の共同実施制度の考え方

国公立の大学の枠を超え、複数大学が「共同教育課程」を編成できる制度の創設



複数大学が対等な立場で教育研究活動をしたくても、共同での学部・研究科の設置や学位授与はできない

※新たな法人類型・学校類型を創設するものではない

共同教育課程の実施例

○早稲田大学先進理工学研究科
東京女子医科大学医学研究科
共同先端生命医科学専攻(博士課程)

○早稲田大学・東京農工大学
共同先進健康科学専攻(博士課程)

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告(平成21年6月15日中教審大学分科会)

(大学間連携部分の抜粋)

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像

1 現状と課題

- (6)①「将来像答申」は、大学の機能別分化の促進を指摘しており、今日まで大学の個性化・特色化も進展。
②平成20年には、教育課程の共同実施制度、学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が創設。
また、コンソーシアム形成の進展は、大学相互間の単位互換の促進、機能共有化を通じた経営効率化、転学支援(こも寄与)。
(7)⑤経営基盤強化を図る取組の現状
ア 大学間連携の強化：コンソーシアムの形成、複数大学による教育課程の実施に向けての構想等が進んでいる。

3 大学相互間の関係

(2) 教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設

- ① **大学教育の一層の充実を図る観点からは、各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくことが重要である。**
このため、各大学が連携協力し、それぞれが有する人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図る取組の一層の促進を図ることが求められている。(省略)
学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化(学校教育法施行規則の改正)され、既に7拠点が認定されている。また、拠点に対しては別途財政支援も講じられている。
一方で、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。そこで、学術研究分野に加えて、**教育や学生支援における大学間ネットワークの構築に関する検討が必要**となっている。

4 各大学の取組

(1) 大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援

(複数大学の連携に関する検討例)

- ① **複数大学による教育課程の共同実施や地域コンソーシアムの取組への支援の充実。**
② **複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援の取組に関して、複数大学が共同で利用する拠点を整備・運営する場合の認定制度の創設。**

教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設

ア 制度の概要

複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上野取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合の文部科学大臣認定制度を創設(学校教育法施行規則の改正、認定基準は文部科学省告示)。

イ 具体的な拠点の例

- ・留学生を対象とした日本語教育センターや多様な支援機能を備えた学生用宿舎
- ・大型練習船
- ・演習林、農場
- ・スポーツ施設
- ・英語教育や情報教育の拠点
- ・FD・SDセンター

ウ 認定基準(骨子案)

- ・複数大学が連携して実施することにより、大学教育の充実に特に資すると認められる、以下の取組を行う拠点であること。
 - ・学生に対する教育
 - ・学生支援
 - ・大学の教育力強化のための調査研究等
 - ・教育研究成果の学外への提供
- ・学則等に適切に位置づけられた施設であること。
- ・全国的な利用拠点に限らず、地域的な活動を行う拠点も対象とすること。
- ・共同利用拠点の運営に係る重要事項に関して、当該拠点の長の諮問に応じる機関として、一定割合の外部委員を加えた運営協議会を置くこと。
- ・共同利用の応募は公募により行うこと。
- ・共同利用に対する技術的支援等の必要な支援体制が整っていること。
- ・その他拠点の種類等に応じて定める要件を満たすこと。

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度

創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、**国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。**
- このため、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の報告(H20.27)を踏まえ、平成20年7月に、**学校教育法施行規則の改正等により、国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。**

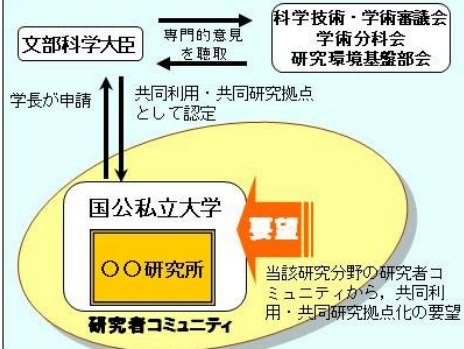
※学校教育法施行規則第143条の2

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(平成20年文部科学省告示第133号)

本制度の創設

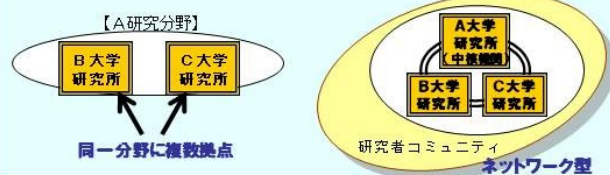
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念図



制度の特徴

- ・国立大学の全国共同利用型の附置研究所等において行われてきた共同利用・共同研究システムを、公私立大学にも拡大。
- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能。
- ・学校教育法施行規則で、共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化。



今後の展望

○大学間連携を進める取組・制度の進化

- ・大学と短期大学など学校種を超える連携
- ・教養教育など教育プログラム間の連携 等

○国内外の大学間の連携の進展

- ・ダブルディグリー・ジョイントディグリーの取組 等

○質保証のための大学間ネットワークの進展

- ・FD・SD活動、大学間の相互認証 等

6. 「大学・短期大学、コンソーシアムへの支援について」



大学・短期大学、コンソーシアムへの支援について

平成21年9月

文部科学省 高等教育局 大学振興課

大学をとりまく状況

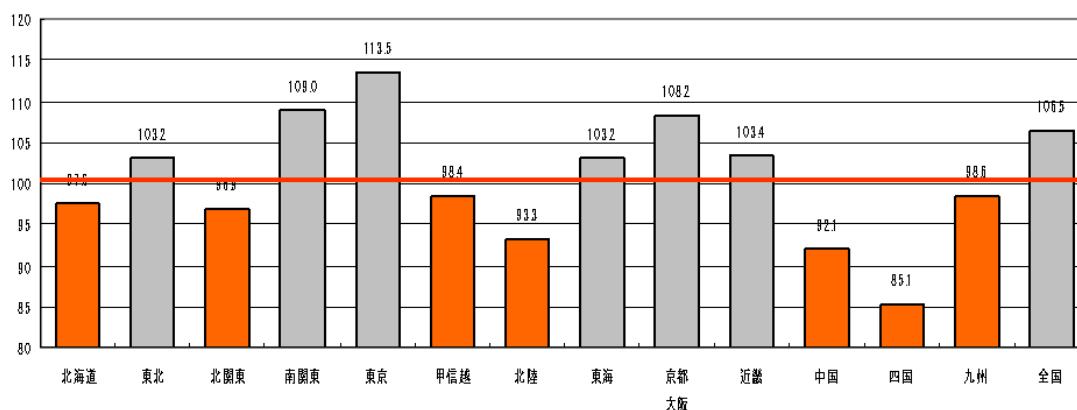
大学・短期大学をとりまく状況の推移

	平成10年度	平成15年度	平成20年度
18歳人口(千人)	1,622	1,465	1,237
大学・短期大学数	1,192	1,227	1,182
うち大学	604	702	765
うち短期大学	588	525	417
進学率	48.2%	49.0%	55.3%
収容力	78.8%	84.0%	92.0%

(出典:文部科学省「学校基本調査」)

地域により、私大の入学定員は100%を割り込んでいる

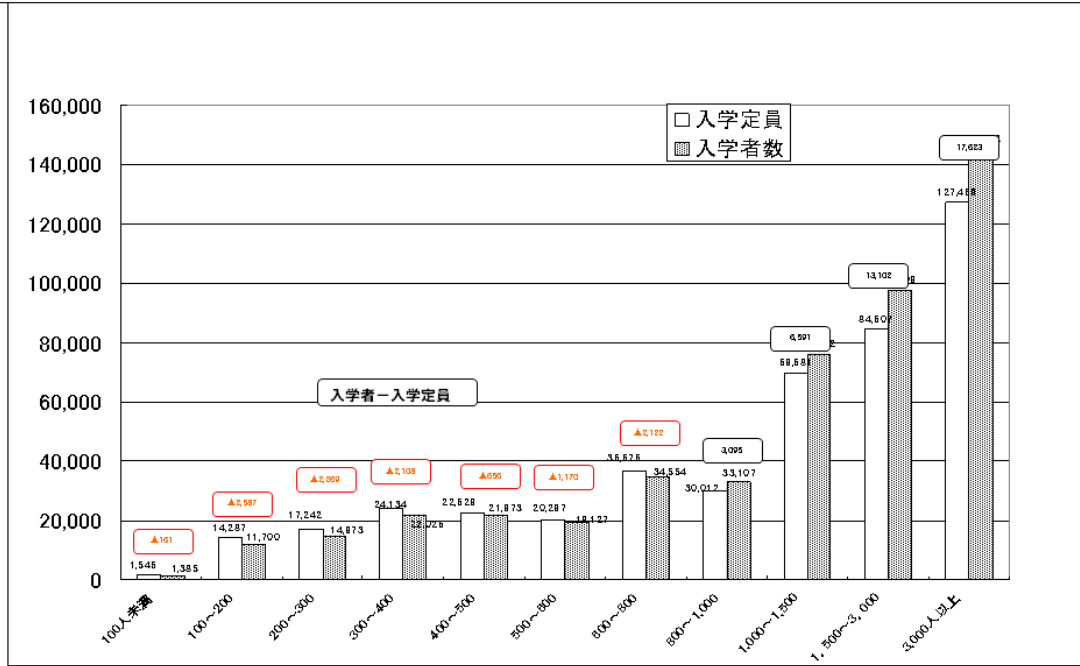
私大全体で入学定員率(入学者数/入学定員)が100%を割り込んでいる地域は、北海道、北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州



※私立4年制大学の46.5%(265校)[前年度から0.6%改善]が定員割れ

(日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

規模別の入学定員・入学者の状況[私立大学]



日本私立学校振興・共済事業団調べ(平成20年度)

大学改革の状況

大学改革の動向

○教育基本法の改正

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

教育

研究

社会貢献

○多様化と機能別分化

大学本来の教育研究活動の推進と各大学の自主的な判断による多様化・機能別分化

大学に期待される役割・機能を十分に果たすために、教育研究の質の向上を図りつつ、各大学の自主的な判断により、それぞれの特色や個性を明確化することで、我が国の大学が多様化し、機能別に分化していくことを目指す。

【多様化・機能別分化の例】 ※「我が国の高等教育の将来像」中央教育審議会答申(平成17年1月)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ①世界的研究・教育拠点 | ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究 |
| ②高度専門職業人養成 | ⑥地域の生涯学習機会の拠点 |
| ③幅広い職業人養成 | ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等) |
| ④総合的教養教育 | |

具体的な重点 —大学改革戦略—

大学を抜本的に強化すべく、自主的な取組を促す戦略的支援が必要

- (1) 世界的な教育研究拠点の形成 —世界的に魅力ある大学院の構築、信頼される学部教育の実現—
- (2) 大学の国際化の推進 —海外の有力大学等との連携強化、留学生・教員交流の充実—
- (3) 地域振興の核となる大学システムの構築 —地域貢献、地域のニーズに対応した人材育成—
- (4) イノベーション(単なる科学技術ではなく合理的な思考力等を含む)の源泉となる学術研究の推進
—競争的資金の拡充と審査・評価の充実、民間等からの奨学寄附金拡大、施設・設備の充実、若手研究者支援—

教育振興基本計画【基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について—抜粋—】

基本的方向3: 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

- ① 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
 - ◇ 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
 - ◇ 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
 - ◇ 高等学校と大学等との接続の円滑化
- ② 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する
 - ◇ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
 - ◇ 大学院教育の組織的展開の強化
 - ◇ 若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入
- ③ 大学等の国際化を推進する
 - ◇ 留学生交流の推進
 - ◇ 大学等の国際活動の充実
- ④ 国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する
 - ◇ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
 - ◇ 生涯を通して大学等で学べる環境づくり
 - ◇ 地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化
 - ◇ 事前評価の的確な運用
- ⑤ 大学教育の質の向上・保証を推進する
 - ◇ 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
 - ◇ 大学評価の推進
- ⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する
 - ◇ 大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
 - ◇ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
 - ◇ 時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

中央教育審議会に対する諮問「中長期的な大学教育について」

【背景】

平成20年7月1日に閣議決定された、「教育振興基本計画」において、平成20年度から24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされている。

【目的】

本格的な知識基盤社会に向かい、国際的な競争が一層激化する現在、大学に対する社会からの期待は極めて大きく、社会の様々な分野において活躍できる優秀な人材の育成とともに、大学教育の質の確保と保証が不可欠である。このため、本諮問においてはその転換と革新のための議論が必要になっていることから、中央教育審議会において、中長期的な大学教育の在り方について審議することを目的とする。

【主な審議事項】

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

- ① 社会や学生等からの多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成
 - ② 社会的要請の特に高い分野における人材養成
 - ③ 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システム
 - ④ 学生の履修等を含めた総合的な支援方策
- 等

(2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

- ① 大学の国際競争力の向上のための方策
 - ② 大学の評価における国際的な視点の導入と世界的規模での大学に関する評価活動への対応
 - ③ アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進
- 等

(3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について

- ① 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方
 - ② 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
 - ③ 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方
- 等

「学士課程教育の構築に向けて」中央教育審議会答申の概要

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

2. 主な内容

【現状・課題】

【改善方策の例】

(1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
 - ・国は学士力に関し、参考指針を提示
- 【学士力に関する主な内容】

1. 知識・理解(文化、社会、自然等)
2. 汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等)
3. 態度・志向性(自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等)
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

大学における教育方法等の改善状況

○成績評価の状況

学部段階又は研究科段階においてGPA制度を導入している大学 (大学数)

	国立	公立	私立	計
平成18年度	42 (48.3%)	21 (27.6%)	231 (40.7%)	294 (40.2%)
平成19年度	49 (56.3%)	23 (30.3%)	246 (42.5%)	318 (42.9%)

※「GPA制度」…授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階(A, B, C, D, E)で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均値を出して評価する制度。

学部段階又は研究科段階において進級及び卒業(修了)試験を課している大学 (大学数)

	国立	公立	私立	計
平成18年度	33 (37.9%)	12 (15.8%)	91 (16.0%)	136 (18.6%)
平成19年度	49 (56.3%)	14 (18.4%)	145 (15.7%)	208 (28.0%)

出典:「大学における教育内容等の改革状況について」文部科学省

大学における教育方法等の改善状況

○履修科目の登録上限の設定状況

学部段階において履修科目の登録上限を設定している大学 (大学数)

	国立	公立	私立	計
平成18年度	62 (74.7%)	30 (40.5%)	361 (65.3%)	450 (63.8%)
平成19年度	62 (74.7%)	30 (40.5%)	380 (67.6%)	472 (65.6%)

※大学院大学は対象としない。

上限単位数の平均……………47.6単位(平成19年)

○教員の教育面における業績評価

学部段階又は研究科段階において教員の教育面における業績評価を行っている大学 (大学数)

	国立	公立	私立	計
平成18年度	69 (79.3%)	26 (34.2%)	190 (33.5%)	285 (39.0%)
平成19年度	74 (85.1%)	33 (43.4%)	235 (40.6%)	342 (46.1%)

出典:「大学における教育内容等の改革状況について」文部科学省

大学における教育方法等の改善状況

○ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントの実施状況

FDを実施している大学

(大学数)

	国立	公立	私立	計
平成18年度	86 (98.9%)	66 (86.8%)	476 (83.8%)	628 (85.9%)
平成19年度	86 (98.9%)	70 (92.1%)	508 (87.7%)	664 (89.5%)

※「ファカルティ・ディベロップメント」…教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修又は研究の総称。

◆FDの内容として、「講演会等の開催」が446校(67%)である一方、「教員相互の授業評価」が111校(17%)等となっており、実質化に向けた更なる取組が必要。

スタッフ・ディベロップメントを実施した大学

(大学数)

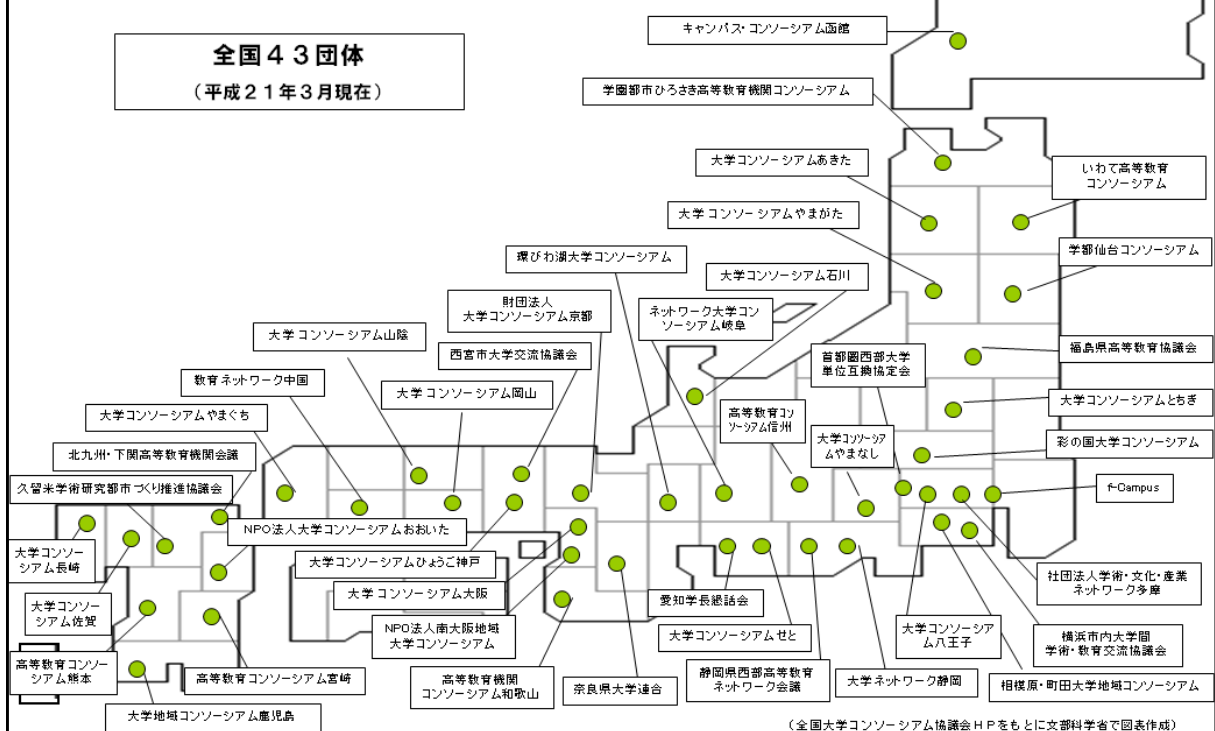
	国立	公立	私立	計
平成18年度	86 (98.9%)	66 (86.8%)	476 (83.8%)	628 (85.9%)
平成19年度	86 (98.9%)	70 (92.1%)	508 (87.7%)	664 (89.5%)

※「スタッフ・ディベロップメント」…事務職員や技術職員などを対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。

出典:「大学における教育内容等の改革状況について」文部科学省

大学間連携の動向

大学間連携の状況（コンソーシアム等の大学間連携）



中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)

第2章 新時代における高等教育の全体像
2 高等教育の量的変化の動向
(2) 地域配置に関する考え方

地方における高等教育の支援や地方振興に資するため、高等教育機関相互のコンソーシアム(共同事業体)形成支援や高等教育機関を核とした知的クラスターの形成支援を充実することも重要と考える。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策
2 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策
(2) 中期的に取り組むべき重要施策

② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。

「社会総がかりで教育再生を－第二次報告－」(平成19年6月1日教育再生会議)

提言4 国公立大学の連携により、地方の大学教育を充実する
【国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置】

- 大学は、自主性・自律性をもって、社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改革等に取り組む。
- **国は、地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公私を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」(※)を形成することを支援する。**

※大学地域コンソーシアム：特定の事業を目的として、大学間又は(複数の)大学と地域等で構成される連携組織。

○ 国は、国公私を通じ複数の大学が大学院研究科等を共同設置できる仕組みを創設する。

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

第2章 成長力の強化

1. 成長力加速プログラム

Ⅲ 成長可能性拡大戦略－イノベーション等

(2) 大学・大学院改革

④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

・ 自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。

・ **国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。**

・ **国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。**

「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

【方向3】 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

④ 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため、国私立の大学等の協同で行う取組を支援する等、各大学等がそれぞれの特色を活かして行う地域振興に貢献する取組を促す。

【施策】

◇ 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援

全国各地域において、大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を複数の大学間で有効に活用し、地域人材の育成・イノベーション創出等の地域貢献機能の強化・拡大及び教育研究の多様化・特色化を図るための取組(国公私を通じたコンソーシアム)が、充実したものとなるよう、支援する。また、国公私を通じ複数の大学等が学部・研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設する。

「学士課程教育の構築に向けて」中央教育審議会答申(平成20年12月24日)

(大学間連携部分の抜粋)

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

5 大学間の連携、開かれた協同のネットワークの構築

(1) 現状と課題

(ア) 本審議会は、第1章で述べたとおり、**大学教育の質の保証に向け、競争と協同の調和が重要**であるとする。

個性や特色を明確にした各大学が、**地域内の自主的な連携、協同により、得意分野の強化、集約化、適切な役割分担を進め、地域のニーズに応じた多様で豊富な教育を提供することが、新しい形態として期待される。**

(イ) 大学間の連携、協同の取組に対する支援は、地域における知の拠点としての大学の存在感を大きなものとするために、また、教員の教育力向上等に関する要請に応え、FDセンター等の機能を強化・拡充するためにも有効である。

(2) 改革の方向

(ア) 将来像答申が展望するように、大学全体として機能別に分化していく方向に向かうとするならば、各大学の個性化・特色化を促進していく観点からは、**設置主体等の違いを超えて、それぞれの機能に即した大学間連携が進められていくことが有意義である。**

具体的な取組としては、例えば、**教育・研究設備の共同利用化、共同プログラム(社会人向けを含む)の開発・実施、放送大学の授業番組の活用、大学教員、職員の研修センターの共同運営、教育活動の相互評価**などが考えられる。その際、時間的・地理的な制約を克服するため、情報通信技術の積極的な活用が望まれる。

(イ) また、現行の連合大学院や単位互換等の大学間連携の仕組みでは、**複数大学が連携して行った教育は一つの大学名でしか成果(学位)が表示されない。**

これについては、大学設置基準等を改正し、平成21年度から、共同で教育課程を編成・実施し、複数大学が連名で学位授与を行うための新たな仕組みが導入されることとされており、その活用が期待される。

【大学に期待される取組】

・ 複数の大学が教育活動を連携して行う大学コンソーシアムなど、大学間連携を進める場合、自己点検・評価に当たって、相互評価を活用することを検討する。

【国によって行われるべき支援・取組】

・ 将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。

地方再生戦略(地域活性化統合本部会合)(抜粋)

(平成20年12月19日改訂)

第1 地方再生の基本的考え方

3 平成21年度以降の地方再生の方向性

ア 地域の「人材力の強化」

(イ) 地域と大学等の連携を通じ、地域での「産学官連携」の推進

地域の様々な主体と大学等との連携を進める中で、地方大学等の教育研究機能の一層の充実や大学間連携に対する支援に加え、例えば、三大都市圏の大学等の有する技術力の地方への積極的な移転の推進を図るなど、都市と地方の連携を強化する。

第3 地方都市、農山漁村及び基礎的條件の厳しい集落の地方再生の方向

1 地方都市

(2) 施策展開の方向

(多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生)

さらに、地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等有する人的・物的資源の有効活用を図るほか、地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワーク(ソーシャル・キャピタル)の充実等に取り組む。

第4 平成21年度における課題分野別施策の展開

1 地域成長力の強化

(3) 科学技術による地域活性化

ア 大学等と地域の連携強化

地域の「知」の拠点である大学、研究機関等と地域の自治体や企業が連携し、優れた知識や技術をいかした取組が展開されるよう、「産学官連携」を強化し、地域におけるイノベーションの創出を図る。

イ 地域における科学技術・技能人材の育成

地域産業の活性化を図るために、地域において大学・高等専門学校等と地域の自治体や企業が連携し、地域ニーズに応える研究・技術開発人材、専門的な技術・技能を継承する人材、地域イノベーションを担う事業化支援人材等の育成・定着・循環を図る。

その際、地域活性化の担い手となる多様な人材の育成に資するため、地方の大学等の教育研究機能の一層の充実を図る。

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告(平成21年6月15日中教審大学分科会)

(大学間連携部分の抜粋)

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像

1 現状と課題

(6)①「将来像答申」は、大学の機能別分化の促進を指摘しており、今日まで大学の個性化・特色化も進展。

②平成20年には、教育課程の共同実施制度、学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が創設。

また、コンソーシアム形成の進展は、大学相互間の単位互換の促進、機能共有化を通じた経営効率化、転学支援(こも寄与)。

(7)⑤経営基盤強化を図る取組の現状

ア 大学間連携の強化：コンソーシアムの形成、複数大学による教育課程の実施に向けての構想等が進んでいる。

3 大学相互間の関係

(2) 教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設

① **大学教育の一層の充実を図る観点からは、各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくことが重要である。**

このため、各大学が連携協力し、それぞれが有する人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図る取組の一層の促進を図ることが求められている。(省略)

学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化(学校教育法施行規則の改正)され、既に7拠点が認定されている。また、拠点に対しては別途財政支援も講じられている。

一方で、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。そこで、学術研究分野に加えて、**教育や学生支援における大学間ネットワークの構築に関する検討が必要**となっている。

4 各大学の取組

(1) 大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援

(複数大学の連携に関する検討例)

① **複数大学による教育課程の共同実施や地域コンソーシアムの取組への支援の充実。**

② **複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援の取組に関して、複数大学が共同で利用する拠点を整備・運営する場合の認定制度の創設。**

教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設(検討課題)

(中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」より)

ア 制度の概要

複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上野取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合の文部科学大臣認定制度を創設(学校教育法施行規則の改正、認定基準は文部科学省告示)。

イ 具体的な拠点の例

- ・留学生を対象とした日本語教育センターや多様な支援機能を備えた学生用宿舎
- ・大型練習船
- ・演習林、農場
- ・スポーツ施設
- ・英語教育や情報教育の拠点
- ・FD・SDセンター

ウ 認定基準(骨子案)

- ・複数大学が連携して実施することにより、大学教育の充実に特に資すると認められる、以下の取組を行う拠点であること。
 - ・学生に対する教育
 - ・学生支援
 - ・大学の教育力強化のための調査研究等
 - ・教育研究成果の学外への提供
- ・学則等に適切に位置づけられた施設であること。
- ・全国的な利用拠点に限らず、地域的な活動を行う拠点も対象とすること。
- ・共同利用拠点の運営に係る重要事項に関して、当該拠点の長の諮問に応じる機関として、一定割合の外部委員を加えた運営協議会を置くこと。
- ・共同利用の応募は公募により行うこと。
- ・共同利用に対する技術的支援等の必要な支援体制が整っていること。
- ・その他拠点の種類等に応じて定める要件を満たすこと。

大学等の経営をとりまく環境が厳しさを増す中においても、グローバル化や知識基盤社会は否応なく進展し、新たな知を創出する大学の役割がますます高まっている。



① 限られた教育研究資源の中で、各大学等が地域における人材養成、地域の生涯学習機会の拠点、地域貢献等の新たな需要に応えることは困難な状況になりつつあり、地域の複数大学が一貫した戦略の下に連携して教育研究資源を提供し合うことにより、一つの大学では不可能な地域の教育研究ニーズや教育の質向上に適切に対応するべきではないか。

② 世界的研究・教育拠点を目指す大学においても、一つの大学において学問の学際化・融合の進展による新たな教育研究のニーズに的確に対応して、既存の教育研究資源を活用しつつ新たな教育研究組織を立ち上げ、世界の大学と伍する高度な教育研究組織をより柔軟かつ迅速に立ち上げることは容易ではないが、このような状況を打開しないと我が国の大学が世界の大学と伍して競争できなくなるのではないか。



これらの課題に対応した設置形態として、将来像答申等を踏まえつつ、

① 国公立大学等の枠組みを超えて複数大学が連携し、各大学の教育研究資源を有効活用し、地域の知の拠点としての機能強化を推進、

② 複数大学が、共同で教育課程を編成・実施することが容易にできるよう、設置に際し柔軟に対応するため設置基準上の特例を設けるとともに、複数大学が連名で学位授与を行える仕組みを新たに創設、することが必要ではないか。

戦略的大学連携
支援事業の実施

教育課程の共同
実施制度の創設

大学教育充実のための 戦略的大学連携支援プログラム - 平成20～21年度の選定状況 -

「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」選定状況【2ヶ年の累計】

(1) 選定件数

申請区分	総合的連携型	質保証特化型	合計
件数	62	30	92

※申請件数は213件

(2) 参加大学等数

申請区分		総合的連携型	質保証特化型	(参考)参加校数
大学	国立	51	31	64
	公立	45	19	51
	私立	229	83	243
短大	公立	6	0	6
	私立	75	12	77
高专	国立	19	11	25
	公立	0	0	0
	私立	1	0	1
合計	国立	70	42	89
	公立	51	19	57
	私立	305	95	321

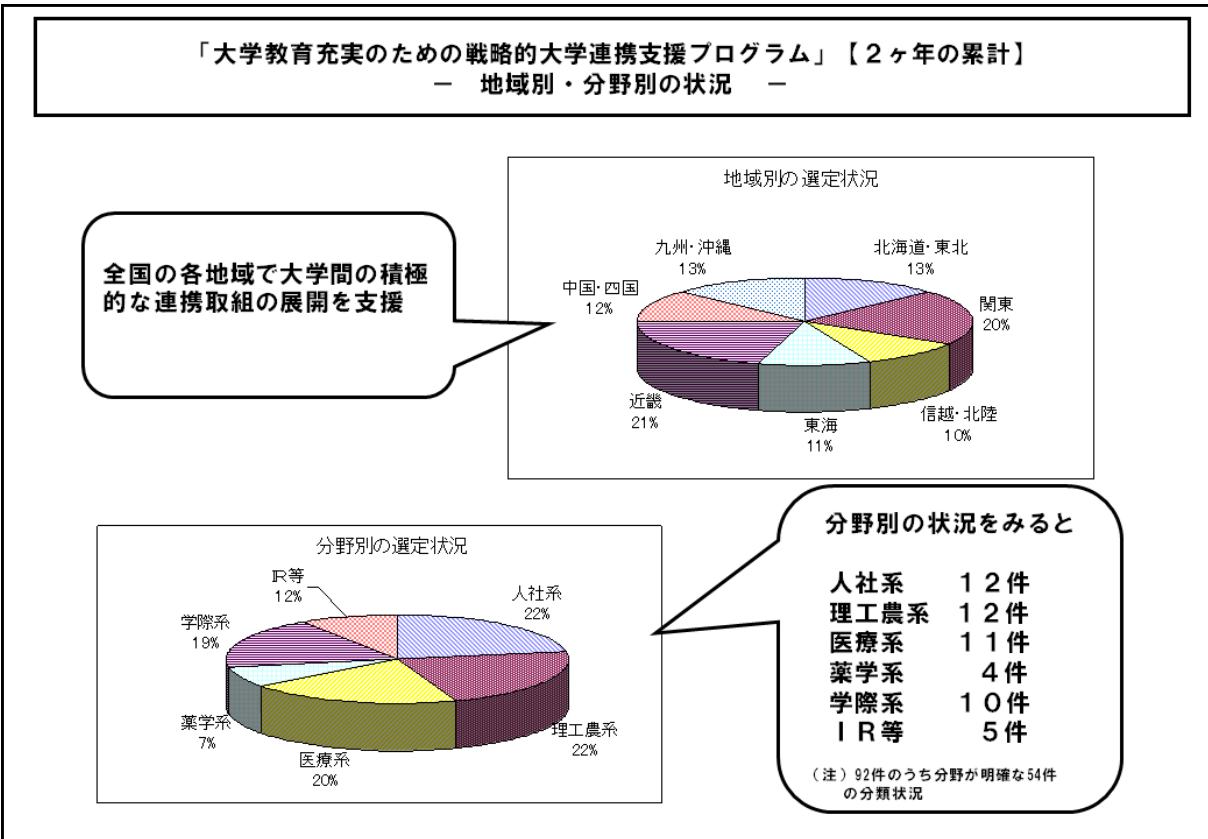
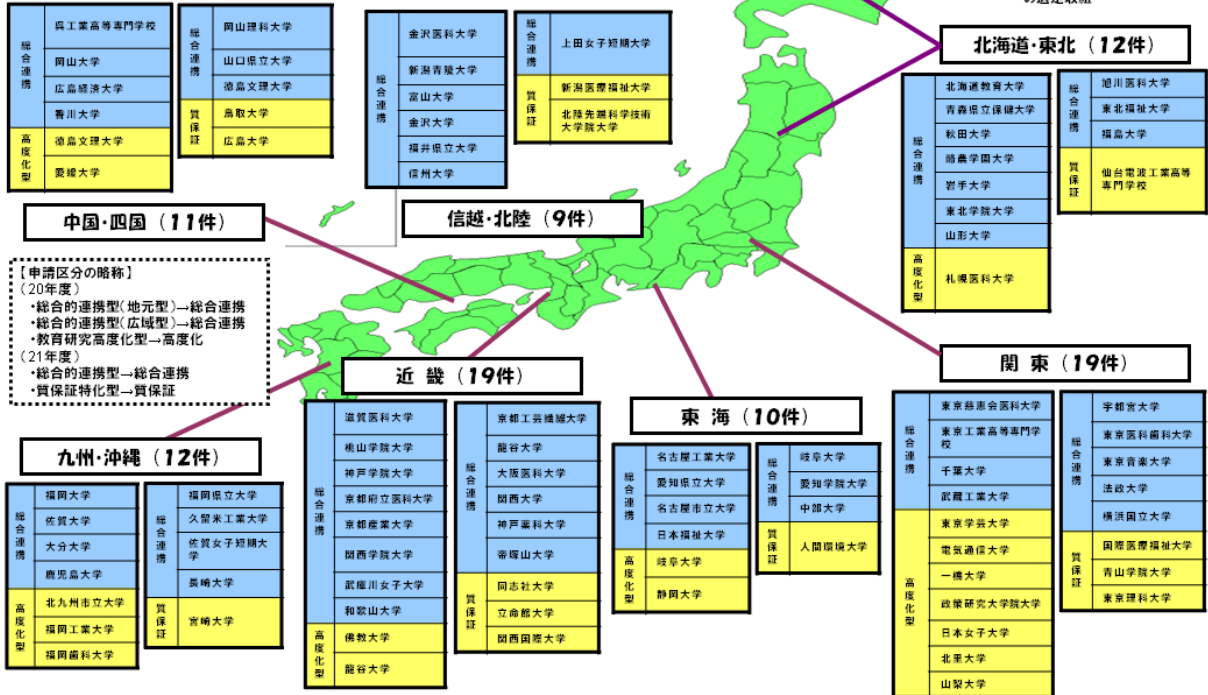
} 467大学等

※参加大学等数は当該申請に参加している大学等の延べ数である。
また、(参考)参加校数は当該申請に参加している大学等の実数であり、参加大学等数とは必ずしも一致しない。

「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」選定取組 地域別分布図【2ヶ年の累計】

※全国各地域で 92件【467大学等】の連携取組を支援

(注1) 代表校の学校名のみ
(注2) 代表校の所在地分布
(注3) 左が20年度、右が21年度の選定取組



大学間連携への期待

大学間連携により期待される効果

大学

- 各地域の大学の強みを結集し、学際領域など多様で特色ある教育研究の推進や教育水準の高度化
- 教育内容の相互補完や教育研究設備の共同利用により効率的な教育研究活動を実施
- 標準カリキュラム、共通テキスト・教材の開発、相互認証など大学間相互の教育の質保証を推進

学生

- 各地域で優れた教育研究活動が展開され、多様な教育研究を受ける機会が実質的に拡大
- 学生間の交流・移動が促進され、互いに刺激を受けるなど学生間の絆が広がることを期待
- 地域の大学が一体となった学生支援や就職支援の充実

地域

- 各地域の大学と自治体や地域企業との連携が推進され、地域の活性化に資することが期待
- 地域課題に対応した教育研究プロジェクトが展開されることで地域の発展に資する
- 連携により多様な生涯学習の機会が提供されるなど、社会貢献や地域住民の知的活動を推進

大学間連携を成功させるためのポイント

- ◆ 学長を中心としたリーダーシップのもと
- ◆ 教職員同士の縦横(学内外)のつながり(固い絆)
- ◆ 大学間の点から面へのつながり(総合的連携)



実施体制の強化

- ◆ 目標、計画・実施、改善点などを共有
- ◆ 大学ごとの役割や責任を分担
- ◆ 各大学の個性・特色の明確化



積極的な展開

- ◆ 地域の自治体、企業、住民の参画
- ◆ 自己点検・評価
- ◆ 外部からの定期的な評価



**連携の継続性
(ニーズの把握)**

7. 全国大学コンソーシアム協議会運営委員会報告

7.1 第5回全国大学コンソーシアム協議会の収支について

収入の部

科目	合計	備考
繰越金	1,599,819 円	通帳残金 : 1,588,258円、小口現金 : 11,561円
参加費売上	1,032,000 円	参加費徴収人数 344人
情報交換売上	561,000 円	参加費徴収人数 187人
販売売上	396,000 円	報告集売り上げ (売上冊数 : 396冊)
広告協賛費	192,000 円	株式会社ワークアカデミー (ICT利活用力推進機構) と (株) エレクトロニック・ライブラリー
銀行利息	2,210 円	
未収入金	160,000 円	報告集の広告 (NASIC, 株式会社タリウス企画、クオテック、丸善、ココロWest、オムロンパソル他)
合計	3,943,029 円	当該年度収入 (2,343,210円)

支出の部

科目	合計	備考
謝金支払費用	149,320 円	川口氏 (5万円)、他4名
振込手数料	8,505 円	
運送料費	25,960 円	
業務委託費	115,500 円	受付人材派遣費用
交流会費	785,700 円	会場設営費 (20万円)、料理、アルコール、生花他
会議費	80,400 円	他お弁当代
消耗品費	136,985 円	看板作製費 (122,325円)、電気コンセント他
賃借料	400,610 円	名古屋大学 教室等賃借料
通信費	2,280 円	
印刷製本費	235,200 円	当日パンフレット印刷費
未払金	383,320 円	報告集印刷製本費 (347,760円)、報告集発送費用 (35,560円)
返金処理	7,000 円	
合計	2,330,780 円	

収支差額 1,612,249 円 通帳算高 : 1,709,788円 小口現金算高 : 125,781円
未収入金 : 160,000円 未払金 : 383,320円

当該年度収支 12,430 円 次年度繰越金とする。

7.2 全国大学コンソーシアム協議会運営委員会の開催報告(2008年12月14日以降～)

☑2008年度 第2回運営委員会

日時・場所 : 2008年12月14日 13:00～14:30

於 : 名古屋大学 法経共用棟1階

議 題 : ①第5回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの結果について、②第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの開催について、③次回運営委員会の開催日程について、④会費徴収の問題について

☑2008年度 第3回運営委員会

日時・場所 : 2009年3月14日(土) 14:00～16:33

於 : キャンパスプラザ京都 1階応接室

議 題 : ①第5回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの収支について、②第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの開催について、③全国大学コンソーシアム協議会への加盟について、④会費徴収について、⑤次回運営委員会の開催日程について

☑2009年度 第1回運営委員会

日時・場所 : 2008年5月30日(土) 14:00～16:00

於 : キャンパスプラザ京都 1階応接室

議 題 : ①第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの進捗について、②規約の改正と制定内容について、③規約の制定スケジュールと作業方法について、④平成20年度全国大学コンソーシアム協議会収支報告書について、⑤次回運営委員会の開催日程について

☑2009年度 第2回運営委員会

日時・場所 : 2009年7月25日(土) 14:00～16:00

於 : キャンパスプラザ京都 5階第2共同研究室

議 題 : ①全国大学コンソーシアム協議会規約の改定、②運営委員会規程の制定、③幹事会規

7.2.1 全国大学コンソーシアム協議会への新規加盟・退会について

□入会

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 大学地域コンソーシアム鹿児島 | 2009年3月14日付け加盟承認 |
| 2. いわて高等教育コンソーシアム | 2009年3月14日付け加盟承認 |
| 3. 大学コンソーシアム佐賀 | 2009年3月14日付け加盟承認 |
| 4. 学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム | 2009年3月14日付け加盟承認 |

□退会

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1. 鹿児島県内大学等間の授業交流(単位互換)協議会 | 2009年3月14日付け |
|----------------------------|--------------|

□その他

1. 大学コンソーシアム八王子
(八王子市学園都市連絡会から改組改名 2009年3月28日)

7.2.2 次年度の開催予定地について

□南大阪地域コンソーシアムの共催で開催予定

◆大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス

(〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1番1号)

◆平成22年9月11日(土)～12日(日)

7.2.3 統計情報(プロフィール集計)

2008年度 加盟機関の基本状況

項目	数 値	項目	数 値
加盟組織数	43 組織	財政状況(合算)	
大学数	564 校	寄附金収入	13,433,166 円
短期大学数	150 校	参加団体負担金収入	373,875,555 円
行政数	76 団体	事業収入	107,681,278 円
NPO他機関	210 団体	委託事業・助成金収入	327,988,785 円
所属機関 小計	1000 団体	補助金収入	260,220,038 円
大学学生数	190 万人	上記外の収入	268,720,917 円
職員数	218 人	合 計	1,351,919,739 円

※1大学1加盟ではないため、1つの大学が複数の機関に所属している場合があります。大学数、大学学生数も二重にカウントしている場合があります。

学生数は、5月1日付けの学籍数を基本としていますが、中には収容定員で表記されている場合もあり、学生数は概数として判断ください。

2008年度の取り組み事業の回答集計(43機関)

インターンシップ	単位互換	図書館連携	産官学地域連携事業	高大連携事業	共同研究事業	生涯学習事業	留学生教育・交流事業	学生交流事業
11	30	13	16	17	7	23	13	17

2008年度 重点課題の回答集計(43機関 複数回答)

人員の充実	財政の安定	関係機関とのネットワーク確立	地域における認知	加盟団体との協力体制の構築	常設事務局の確保	新規事業開発	その他
23	22	12	15	23	5	12	



7.3 全国大学コンソーシアム協議会規約・各委員会の規程の制定

全国大学コンソーシアム協議会規約

制定 2009年9月12日

施行 2010年4月1日

(名称)

第1条 本会は、全国大学コンソーシアム協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、各地域のコンソーシアム及び大学連携組織の連携を通して情報の交換と経験・研究の交流を積極的に図るとともに、社会に貢献し地域と協力する共同の取組を進め、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報の交換と経験・研究交流を図るためのフォーラムの開催
- (2) 情報の集約と発信
- (3) その他、第2条の目的を達成するもの

(組織)

第4条 本協議会は、各地域のコンソーシアム及び大学連携組織、若しくは本協議会の目的に賛同する者により組織し、会員の区分を次のとおり設ける。

- (1) 正会員 : コンソーシアムまたは大学連携組織
- (2) 賛助会員 : 前号以外の組織・個人

(入退会)

第5条 本協議会に入会または退会する場合は、書面により代表幹事に申し出るものとする。

(入会金)

第6条 本協議会は、前条の目的を遂行するために、入会金を徴収し、入会金の額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 正会員 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員（法人） | 20,000円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 5,000円 |

2. 再入会を行う場合は、入会金を再度徴収する。

3. 会員区分を問わず既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・再編による入会については、既存組織名の改称と読み替え、入会金は徴収しない。

4. 一旦入金された入会金は、理由の如何を問わず返金しない。

5. 入会金は、一括して納入しなければならない。
6. 会員区分の変更については、入会金を徴収しない。
7. 入会金を請求後、3か月以内に入金がない場合は、入会を取り消すことができる。

(会費)

第7条 各会員は、以下の区分に従って、年会費を支払うものとし、納入期限は、新年度が始まる4月1日までとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 正会員 | 20,000円/年 |
| (2) 賛助会員(法人) | 20,000円/年 |
| (3) 賛助会員(個人) | 5,000円/年 |

2. 年度途中の入会であっても、区分に従って年会費を徴収する。
3. 既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・再編による年会費の取り扱いについては、新たに当該年度の年会費は徴収しない。
4. 一旦入金された年会費は、理由の如何を問わず返金しない。
5. 年会費は、一括して納入しなければならない。
6. 年会費を請求後、3か月以内に入金がない場合は、入会を取り消すことができる。

(総会)

第8条 総会は、第4条の正会員を以て構成し、委任状出席を含め正会員の過半数以上の出席を以て成立し、過半数以上の同意により決する。

2. 総会は、原則とし年1回開催し、代表幹事が招集する。
3. 総会の議長は、代表幹事とする。ただし、代表幹事がやむを得ず欠席の場合は、幹事が互選の上、代理で行う。
4. 総会においては、幹事組織の選任、事業報告及び収支決算、規程の制定・改廃、役員
の選任・解任などその他本協議会の運営に関する重要な事項を、審議し決議しなければならない。

(役員)

第9条 本協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 代表幹事 | 2名以内 |
| (2) 幹事 | 10名以内 |
| (3) 監事 | 2名以内 |

2. 代表幹事の選任は幹事の互選とする。
3. 監事は、総会において選出し決議する。
4. 各役員に対する報酬は、無報酬とする。

(役員任期)

第10条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第11条 本協議会の活動方針等を定めるとともに、会務を円滑に執行するため別表に定める組織から成る幹事会を置く。

2 幹事会の審議事項については、別に定める。

(運営委員会)

第12条 本協議会の日常的な業務を処理するために運営委員会を置く。

2 運営委員会は次の各号の者をもって構成する。

(1) 幹事の属する組織から選出された者

(2) 代表幹事が指名する者

3 運営委員会には運営委員長を置くことができる。

4 運営委員会の審議事項については、別に定める。

(事務局)

第13条 本協議会は、当分の間、事務局を財団法人大学コンソーシアム京都に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、幹事会が別に定める。

(改廃)

第15条 この規約の改廃については、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

附 則

1 この規約は、2010年4月1日から施行する。

前暫定規約は、2010年3月31日を以て効力を失効する。

幹事会規程

制定 2009年9月12日

(目的)

第1条 本協議会の事業の円滑化を図るため、全国大学コンソーシアム協議会規約第11条の規約に基づき、幹事会をおく。

2. 幹事会の任務、機構、運営等は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 幹事会は、幹事組織の代表者または代表者の代理者を以って構成する。

(任務)

第3条 幹事会は、運営委員会からの答申および次の事項について、審議決定するものとし、幹事組織の選定など当協議会の組織運営に関する重要な事項については、総会にて決議するものとする。

- (1) 会員の入退会に関する事項
- (2) 本協議会の規約・規程などの改廃に関する事項
- (3) 本協議会の運営に関する事項

(任期)

第4条 幹事の任期は、全国大学コンソーシアム協議会規約の第10条（役員の任期）によるものとする。

(代表幹事)

第5条 代表幹事は、幹事会の互選により選任する。

2. 代表幹事は、2名以内とする。
3. 代表幹事は、当協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

(招集)

第6条 幹事会は、代表幹事が招集する。

2. 代表幹事は、必要に応じ運営委員長または運営委員の出席を要請することができる。

(成立要件)

第7条 幹事会は、幹事総数の過半数以上の出席を以って成立し、出席幹事の過半数以上の同意により決する。

2. 当該議事について、予め書面をもって意志を表示した幹事は、出席者とみなす。また、幹事代理についても、同様とする。

(議事録)

第8条 幹事会においては、議事録を作成し、出席した幹事全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 幹事は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

(附 則)

1. 本規程は、2009年9月12日から施行する

運営委員会規程

制定 2009年9月12日

(目的)

第1条 本協議会の事業の円滑化を図るため、全国大学コンソーシアム協議会規約第12条の規約に基づき、運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会の任務、機構、運営等は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号を以って構成する。

- (1) 幹事の属する組織から推薦された者
- (2) 運営委員長が指名し、委員会です承を得た者若干名

(任務)

第3条 委員会は、幹事会から委任された次の事項について、審議決定することができる。

- (1) 会員の入退会に関する審査
 - (2) 全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの企画・実施に関する事
 - (3) 本協議会の入会金、会費の管理に関する事
 - (4) 本協議会の広報に関する事
 - (5) 本協議会の規約・規程などの改廃に関する事
 - (6) その他、本協議会を日常的な運営に関する事
2. 前項第1号及び5号については、委員会において決議することはできない。
3. 委員会は、必要な事項に関して幹事会に意見を具申することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2. 任期途中で退任した場合、後任の任期は残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2. 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前項の職務を代行する。
4. 委員長、副委員長の任期は、原則として2年とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、必要に応じ、代表幹事の出席を要請することができる。

(成立要件)

第7条 委員会は、委員総数の過半数以上の出席を以って成立し、出席委員数の過半数以上の同意により決する。

2. 当該議事につき、予め書面をもって意志を表示した委員は、出席者とみなす。また、委員代理についても、同様とする。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(規程の運用)

第10条 本規程の運用にあたって疑義が生じたときは、本委員会の審議を経た後、幹事会において協議の上決議する。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

(雑 則)

第12条 本規程に定めのない事項であって、必要な事項は、幹事会が別に定める。

(附 則)

1. 本規程は、2009年9月12日から施行する

7.3.2 全国大学コンソーシアム協議会役員・事務局

2009年9月12日現在

【代表幹事】

- 永井 和之 (学術・文化・産業ネットワーク多摩会長、中央大学長)
八田 英二 (大学コンソーシアム京都理事長、同志社大学長)

【幹事】

- 中村 信一 (大学コンソーシアム石川会長、金沢大学長)
森 秀樹 (ネットワーク大学コンソーシアム岐阜代表、岐阜大学学長)
金児 暁嗣 (大学コンソーシアム大阪会長、大阪市立大学長)
濱口 道成 (愛知学長懇話会代表幹事、名古屋大学総長)
市川 太一 (教育ネットワーク中国代表幹事、広島修道大学教授)

【運営委員】

- 程島 俊介 (社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩常務理事)
三宅 良一 (ネットワーク大学コンソーシアム岐阜事務室長)
西浦 明 (財団法人 大学コンソーシアム京都事務局長)
山本 正一 (大学コンソーシアム石川事務局長)
黒川 道男 (愛知学長懇話会事務局長)
市川 太一 (教育ネットワーク中国代表幹事)
住岡 孝生 (特定非営利活動法人 大学コンソーシアム大阪事務局長)
難波 美都里 (NPO法人南大阪地域大学コンソーシアムコーディネーター)
田中 邦明 (キャンパス・コンソーシアム函館・北海道教育大学教授)

【事務局】

- 室矢 直人 (大学コンソーシアム京都副事務局長)
重田 裕之 (大学コンソーシアム京都事務局次長)
山本 尚広 (大学コンソーシアム京都事務局主幹)

所属機関別氏名五十音順

7.4 全国大学コンソーシアム協議会加盟組織

※平成21年9月1日現在 加盟組織数43

主な活動地域	事務局所在地	団体名	No
	都道府県		
北海道	北海道	キャンパス・コンソーシアム函館	1
東北地方	青森県	学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム	2
	岩手県	いわて高等教育コンソーシアム	3
	秋田県	大学コンソーシアムあきた	4
	山形県	大学コンソーシアムやまがた	5
	福島県	福島県高等教育協議会	6
	宮城県	学都仙台コンソーシアム	7
	関東地方	栃木県	大学コンソーシアムとちぎ
埼玉県		彩の国大学コンソーシアム	9
		社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩	10
		f-Campus	11
		首都圏西部大学単位互換協定会	12
大学コンソーシアム八王子		13	
神奈川県		横浜市内大学間学術・教育交流協議会	14
	相模原・町田大学地域コンソーシアム	15	
中部地方	山梨県	大学コンソーシアムやまなし	16
	石川県	大学コンソーシアム石川	17
	長野県	高等教育コンソーシアム信州	18
	岐阜県	ネットワーク大学コンソーシアム岐阜	19
	静岡県	静岡県西部高等教育ネットワーク会議	20
		大学ネットワーク静岡	21
		愛知県	愛知学長懇話会
	大学コンソーシアムせと	23	
近畿地方	滋賀県	環びわ湖大学コンソーシアム	24
	京都府	財団法人大学コンソーシアム京都	25
	大阪府	大学コンソーシアム大阪	26
		NPO法人南大阪地域大学コンソーシアム	27
	兵庫県	西宮市大学交流協議会	28
		大学コンソーシアムひょうご神戸	29
	奈良県	奈良県大学連合	30
	和歌山県	高等教育機関コンソーシアム和歌山	31
中国地方	鳥取県	大学コンソーシアム山陰	32
	岡山県	大学コンソーシアム岡山	33
	広島県	教育ネットワーク中国	34
	山口県	大学コンソーシアムやまぐち	35
九州地方	福岡県	北九州・下関高等教育機関会議	36
		久留米学術研究都市づくり推進協議会	37
	長崎県	大学コンソーシアム長崎	38
	佐賀県	大学コンソーシアム佐賀	39
	熊本県	高等教育コンソーシアム熊本	40
	大分県	特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた	41
	宮崎県	高等教育コンソーシアム宮崎	42
	鹿児島県	大学地域コンソーシアム鹿児島	43

8.分科会： 12日(土)

第1分科会（南大阪地域コンソーシアム） 12日(土) A会場

【テーマ】新しい教育プログラムの開発（実践力の育成）

「新しい教育プログラムの開発」は、本フォーラムで初めて取り上げるテーマである。文部科学省では、学士力として「確かな学力の育成」が目標に掲げられている。本テーマでは、「実践力の育成」に焦点をあて、実践力の育成を目指した新しい教育プログラムの事例紹介をするとともに、「学士力」からみた実践力、また、人材育成の新しい観点としての経済産業省の人材育成政策からみた実践力の育成について紹介していただく。

今社会から求められている実践力について発表者の事例を参考にしながら会場の皆さまと共に考え、実践力を育成するための教育プログラムについて意見を交換していきたい。

【第1分科会プログラム】

17:00～17:30	「連携6大学によるPP講座（Power up Practice）の共同開発」 報告者：難波 美都里 氏（南大阪地域大学コンソーシアム 統括コーディネータ）
17:30～18:00	「学習成果を重視した学士課程教育の構築に向けて」 報告者：川嶋 太津夫 氏（神戸大学教授）
18:00～18:30	「今、社会で求められている力『社会人基礎力』」 報告書：内野 泰明 氏（経済産業省経済産業政策局 産業人材参事官室 室長補佐）
18:30～19:00	討 論
コーディネータ	石井 実 氏（南大阪地域大学コンソーシアム特別顧問・大阪府立大学教授）

第2分科会（大学コンソーシアム京都） 12日(土) B会場

【テーマ】FD・SD事業（大学間連携によるFDの推進）

大学設置基準によりFDが義務化されたが、その実態は授業評価アンケートや講演会の実施等に止まり、共同研修等の実質的な取組にまで至っていない。

51大学が連携協定を結ぶ「大学のまち“京都”」では、「より実効性の高いFDプログラムの構築」を目指し、18の大学・短期大学が平成20年度戦略的FD連携支援事業に共同して申請、採択された。この事業は、大学の規模や設置学部等が多様な18大学・短期大学が連携して取り組む点に特徴があり、その教育的効果や成果に大きな期待が寄せられている。

本分科会では京都地域の18大学・短期大学がFD連携事業を進めるにあたり、その現状から問題点や課題を明らかにし、その可能性について議論する。

【第2分科会プログラム】

17:00～17:30	「戦略的FD連携支援事業『地域内大学連携によるFDの包括研究と共通プログラム開発・組織的運用システムの確立』の概要と狙い」 報告者：八木 透 氏（京都FD開発推進センター長／佛教大学文学部教授・教学部長）
	「WGの取組報告」 報告者：松本 真治氏（佛教大学文学部准教授）
17:30～19:00	「連携型FDの理想と期待するもの」 報告者：圓月 勝博 氏（同志社大学文学部教授・教務部長）
	「連携型FDの現状と課題」 報告者：原 清治 氏（佛教大学教育学部教授・GP推進室室長）
	討 論・質疑応答
コーディネータ	深野 政之 氏（京都FD開発推進センター専門研究員）

分科会： 12日(土)、13日(日)

第3分科会 (教育ネットワーク中国) 12日(土) C会場

【テーマ】 コンソーシアムの組織運営

日本私立学校振興・共催事業団の地域教育コンソーシアムの形成支援や文部科学省の戦略的大学連携支援事業などによって、コンソーシアムをめぐる財政状況は変わってきている。

運営や財政のあり方も、コンソーシアムの中心をどこに置いているのか、つまり国立大学法人なのか、県や市、私立大学なのかなどによって変わってくる。報告していただくコンソーシアムでは、いずれも国立大学法人の学長が代表者をつとめ、県庁内か県の施設に事務局を置いている。

また、2つのコンソーシアムに加盟する大学等が中心になって、平成20年度戦略的大学連携支援事業を受託している。このような背景をもつコンソーシアムにまず報告していただき、参加者の日頃の悩みを共有できるような形で進めていきたい。

【第3分科会プログラム】

17:00～17:30	「大学コンソーシアム石川の管理運営体制」 報告者：鹿野 勝彦 氏 (大学コンソーシアム石川理事・小松短期大学学長)
17:30～18:00	「あきたの組織運営と今後の展開方法」 報告者：小川 信明 氏 (秋田大学教育推進室主管・教授)
18:00～19:00	質疑応答
討論者	佐藤 文昭 氏 (大学コンソーシアムやまなしコーディネータ)
コーディネータ	市川 太一 氏 (教育ネットワーク中国代表幹事・広島修道大学教授)

第4分科会 (学術・文化・産業ネットワーク多摩) 13日(日) C会場

【テーマ】 「大学の国際化—留学生30万人構想への対応」

近年、国の施策として、「大学国際戦略強化学業」「大学教育のグローバル化を目指した当面の施策」「留学生30万人構想」が、さらに、昨年暮の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」の中で国際的に通用する学士課程について言及され、国際化対応が喫緊の課題である事が伺われる。とりわけ、2020年までに留学生を30万人受け入れる構想は、大学にとってその受け入れの体制作りが問われるところである。そこで、この分科会では、発信元の文部科学省の意向を理解するとともに、これまでの留学生受け入れはもとより教育の国際化に先進的に取り組んでいる秋田の「国際教養大学」と「立命館アジア太平洋大学」の事例報告を受けることとしました。その上で、フロアとの討論を踏まえて、30万人構想への対応について、文部科学省への要望を取りまとめられればと思っております。

【第4分科会プログラム】

10:00～10:30	「文部科学省による『留学生30万人構想』についての解説と大学への要請」 報告者：河本 雅弘 氏 (文部省高等教育局学生・留学生課留学生交流室室長補佐)
10:30～11:00	「大学教育の国際化」 報告者：勝又 美智雄 氏 (国際教養大学 図書館長)
11:00～11:30	「留学生の受け入れ体制」 報告者：村田 陽一 氏 (立命館アジア太平洋大学スチューデントサポートセンター課長)
11:30～12:00	質疑応答
コーディネータ	程島 俊介 氏 (学術・文化・産業ネットワーク多摩常務理事)

分科会： 13日（日）

第5分科会（大学コンソーシアム京都） 13日（日） B会場

【テーマ】戦略的大学連携支援の採択大学の事例発表

国公立を超えた大学間の戦略的連携を支援する事業が平成20年度から始まり、本年度も継続して支援事業が公募されている。

本事業の趣旨は、地方の大学や小規模大学などが限られた予算の中で単独で環境整備・事業推進を進めるのが難しい場合に、相互補完的な教育プログラムや得意分野を持ち寄った研究などを選定して支援する事業で、昨年度は、94件（総合的連携型広域型35件、教育研究高度化型35件、他24件）の申請があり、その内54件の採択があった。本年度は、119件の申請があった。本分科会では、平成20年度に各申請区分から採択された2つに御報告を頂き、現在進行している各事業の参考にして頂き、連携の難しさと利点を考察する。

また、文部科学省大学振興課から次年度の狙いや本年度の状況についてご報告頂く。

【第5分科会プログラム】

10：00～10：05	本分科会の狙いについて
10：05～10：45	「列島縦断広域型大学連携eラーニングコンソーシアムによる新たな高等教育の地域展開」 報告者：加藤 幸雄氏（日本福祉大学学長）
10：45～11：25	「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」 報告者：富野 暉一郎氏（龍谷大学法学部教授）
11：25～11：50	「戦略的な大学間の連携について」 報告者：古田 和之氏（文部科学省 高等教育局大学振興課 課長補佐）
11：50～12：00	質疑応答
コーディネータ	清水 郁子氏 （立命館大学政策科学部事務室事務長）

第6分科会（愛知学長懇話会） 13日（日） A会場

【テーマ：】地域との連携・社会貢献

コンソーシアム型地域連携・社会貢献の特色とメリットは、ある地域が抱える課題や点在する多様なニーズに、地域の大学（知の結集）を挙げて協力者や解決策を提供することができ、それが地域全体の活性化に繋がることである。ここでいう「地域全体の活性化」には、大学のリソースが地域に開放されることから、地域でも知的関心と学びが深まり文化の発展につながることで、それが大学（研究協力や教育実践による知の集積と学生募集）や産業（事業拡大、新ビジネスの可能性）の発展に波及することも含まれる。

このような大学単独では成し得ない取り組みを進めるには、連携組織であるコンソーシアムがコーディネート機能を最大限に発揮することが重要な要素の一つである。本分科会では、コンソーシアム型の連携と社会貢献の事例と成果・課題について取り上げたい。

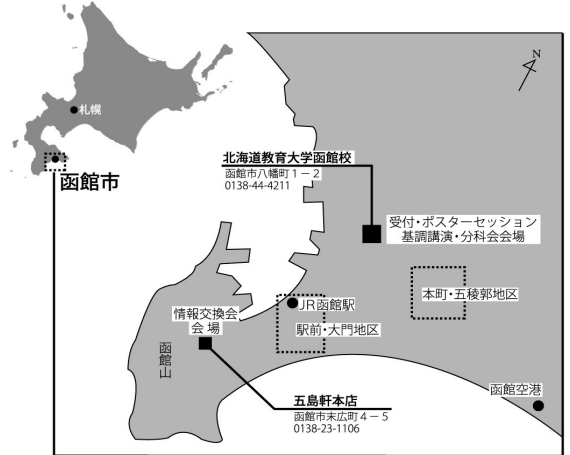
【第6分科会プログラム】

10：00～10：30	「あきたの社会人向け講座運営の工夫」 報告者：藤井 和明氏 （大学コンソーシアムあきた事務局長・秋田大学社会貢献推進室長）
10：30～11：00	「さがまち人材育成・地域発展事業の取組みについて」 報告者：古矢 鉄矢氏（相模原・町田大学地域コンソーシアム運営委員長・北里大学学長補佐 兼 学長室長）
11：00～11：30	「キャンパス都市函館」がめざす地域との連携について 報告者：鷹澤 好博氏（キャンパスコンソーシアム函館運営会議座長、北海道教育大学教育研究評議員、同大学函館校地域連携センター長・教授）
11：30～12：00	質疑応答
コーディネータ	黒川 道男氏（愛知学長懇話会事務局長、日本福祉大学専務理事）

開港150周年
異国情緒溢れるロマンの街

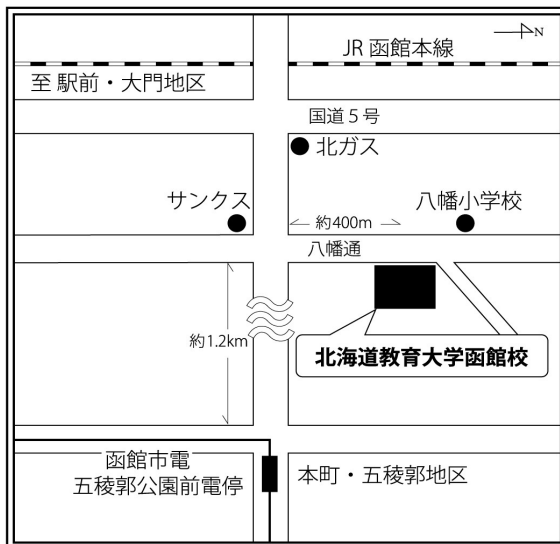
函館へ

9/12・13 開催
第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム



会場アクセスマップ

受付・ポスターセッション
基調講演・分科会会場周辺図



- 公共交通アクセス
函館バス 14 系統ほか「宮前町」下車 徒歩 8 分（各時 1 便程度）
市電「五稜郭公園前」下車 徒歩 2 0 分

当日は駅前・大門地区から会場までシャトルバス（5 往復程度・無料）を運行します。
また 12 日の分科会終了後、情報交換会会場までバス送迎いたします。

函館への航空便アクセス 2009/09 本州方面時刻表

出発地	東京	東京	名古屋	東京	関西	東京	名古屋	東京	東京	東京
便名	ANA4781	JL1161	ANA391	ANA853	ANA1789	JL1165	ANA393	ANA4783	ANA863	JL1167
出発時刻	6:40	7:40	9:00	10:30	12:35	12:40	13:45	14:40	16:55	17:30
到着時刻	8:00	9:05	10:30	11:50	14:15	14:00	15:15	16:00	18:15	18:50

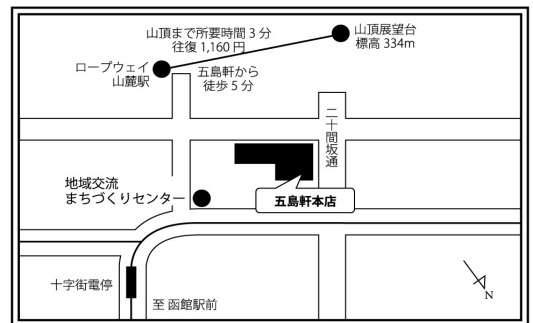
便名	ANA4782	JL1162	ANA392	ANA854	ANA1790	JL1168	ANA394	ANA4784	ANA864	JL1170
出発時刻	8:40	9:50	11:05	12:55	14:45	15:00	15:45	16:45	18:55	19:45
到着時刻	10:00	11:15	12:40	14:15	16:40	16:25	17:20	18:05	20:15	21:15
到着地	東京	東京	名古屋	東京	関西	東京	名古屋	東京	東京	東京

一部 AIRDO との共同運行便あり、運行状況は必ず各航空会社にご確認ください。
新千歳空港からは JR 特急（11 往復/日）で約 3 時間です。

当日の会場へのアクセス

- 駅前・大門地区にお泊まりの方は
会場行きシャトルバス（無料）をご利用ください。
（発着時刻等、詳細は後日お知らせいたします。）
- 本町・五稜郭地区にお泊まりの方は
会場へは徒歩で 2 0 分程度、タクシーで約 5 分（運賃 7 0 0 円程度）の距離です。
路線バスも運行されています。（宮前町下車 徒歩 8 分）
- 当日、函館空港から直接会場へお越しの方は、
1 早朝便で到着される方は、空港連絡バスで「函館駅前」までお乗りいただき、会場行きシャトルバスをご利用ください。
（函館駅前までの所要時間 20 分程度 バス運賃 400 円）
2 午前 11 時以降の到着便ご利用の方は函館空港から路線バス（函館バス）で「五稜郭電停前」下車、付近からタクシーで会場「教育大」までお越しください。（所要時間 40 分程度 バス運賃 250 円、タクシー運賃 700 円程度）
または函館空港からタクシーで直接会場「教育大」までお越しください。（所要時間 20 分程度 タクシー運賃 2,500 円程度）

情報交換会会場周辺図



- 公共交通アクセス
市電「十字街」下車 徒歩 5 分

情報交換会は創業 130 年を迎えた西洋料理店「五島軒本店」での開催です。また、会場は「百万ドルの夜景」で有名な函館山の麓にあります。会合終了後はぜひロープウェイで函館山山頂へも足をお運びください。

- 函館山ロープウェイ
午後 10 時まで 10 分間隔で運行 山頂展望台まで約 3 分
往復 1,160 円（割引制度有り） 0138-23-6288 <http://www.334.co.jp/>

会場周辺の主な宿泊施設

駅前・大門地区（空港とのアクセス良好、会場までの連絡バス運行）

- 函館国際ホテル 0138-23-5151
- ロワジールホテル函館 0138-22-0111
- ホテル函館ロイヤル 0138-26-8181
- ラピスタ函館ベイ 0138-23-6111
- 東横イン函館大門 0138-24-1045
- 東横イン函館駅前朝市 0138-23-1045
- ホテルグランティア函館駅前 0138-21-4100
- スマイルホテル函館 0138-27-2700
- フィットネスホテル 330 函館 0138-23-0330
- コンフォートホテル函館 0138-24-0511
- アクアガーデンホテル函館 0138-23-2200

本町・五稜郭地区（飲食街に近く、会場まで徒歩 20 分程度）

- ホテル法華クラブ函館店 0138-52-3121
- ホテルネット函館 0138-30-2111
- ドーミーイン函館五稜郭 0138-35-5489
- ホテルウイングインターナショナル函館 0138-33-2111

函館国際観光コンベンション協会ウェブサイトを参照してください。
<http://www.hakodate-kankou.com/>



函館会場に お越しの皆様へご案内

第6回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム
共催団体（院地協）

CCH キャンパス・コンソーシアム函館

会場へのシャトルバス運行

フォーラム会期の9/12・13の両日、JR函館駅前から会場となる北海道教育大学函館校まで、直通シャトルバスを運行します。函館駅前周辺にお泊まりの方、函館空港から連絡バスで函館駅前までお越しの方は、このシャトルバスのご利用が便利です。

第1日目
9/12

函館駅前発（所要時間 約15分）

9:40 | 11:40
10:20 | 12:20
11:00

第2日目
9/13

函館駅前発（所要時間 約15分）

9:30

「1番のりば」より

シャトルバスを
運行します。

のりば付近にて係員が
ご案内いたします。



なお、12日の午前11時30分以降、函館空港に到着される方は、シャトルバスのご利用できませんので、直前会場にお越しください。

函館空港から函館バス（函館バス）で「五稜郭駅南口」下車、徒歩からタクシーで会場「南青大」までお越しください。所要時間 48分程度（バス運賃150円、タクシー運賃700円程度）
または函館空港からタクシーで東函館駅「南青大」までお越しください。所要時間 18分程度（タクシー運賃1,700円程度）

第1日目 9/12(土)の昼食 大学生協 臨時営業

今回、会場となる北海道教育大学函館校の周辺は飲食店およびコンビニ等が少ないことから、フォーラム第1日目 9/12(土)には、大学生協（食堂および売店）を昼食時間帯に臨時営業することといたしました。

このことから昼食につきましては大学生協をご利用いただくか、函館駅前周辺等でお済ませ、ご調整されますようお願い申し上げます。

前泊される方に
耳より
情報

函館西部地区バル街 9/11 開催

フォーラム前日に函館に入られ、前泊される皆さんに耳よりな情報です。
9月11日(金曜日)には、函館の歴史的な町並みが残る函館西部地区において、飲食店67店が参加する「飲み歩き、食べ歩きイベント「函館西部地区バル街」が開催されます。

この催しは、年に2回、一夜のみ盛り上げられるもので、今回が12回目となり、毎回市民らが楽しみを共有できる人気の催しとなっております。

皆さんもぜひ、この機会にご参加してみたいはいかがでしょうか？

バル街チケット（5枚） 前売券 3,500円 当日券 4,000円（インターネットでの決済は不可）
詳しくはウェブページをご覧ください。 <http://www.bar-gai.com>

上記の各事項に関するお問い合わせ、ご質問にかかるご質問等は

CCH キャンパス・コンソーシアム函館 TEL:0138-44-4211 FAX:0138-46-4333
E-mail: info@cch-hakodate.jp までお気軽にどうぞ！

シャトルバス運行等にかかる開催当日の問い合わせ連絡先：090-7516-4171（CCH 担当：田村まで）



交通アクセス 時刻表

●函館空港→JR函館駅 所要時間:約20分 のりば3番

函館空 港	湯の川 温泉	大森町 金堀町 競輪場	大森町 ホテル函 館ロイヤ ル	JR函館 駅前	函館国 際ホテル	宝来町
08:10	08:18	08:22	08:27	08:30	08:35	08:40
08:20	08:28	08:32	08:37	08:40	08:45	08:50
08:40	08:48	08:52	08:57	09:00	09:05	09:10
09:00	09:08	09:12	09:17	09:20	09:25	09:30
09:10	09:18	09:22	09:27	09:30	09:35	09:40
09:20	09:28	09:32	09:37	09:40	09:45	09:50
09:40	09:48	09:52	09:57	10:00	10:05	10:10
10:00	10:08	10:12	10:17	10:20	10:25	10:30
10:20	10:28	10:32	10:37	10:40	10:45	10:50
10:40	10:48	10:52	10:57	11:00	11:05	11:10
11:00	11:08	11:12	11:17	11:20	11:25	11:30
11:20	11:28	11:32	11:37	11:40	11:45	11:50
11:40	11:48	11:52	11:57	12:00	12:05	12:10
12:00	12:08	12:12	12:17	12:20	12:25	12:30
12:10	12:18	12:22	12:27	12:30	12:35	12:40
12:20	12:28	12:32	12:37	12:40	12:45	12:50
12:40	12:48	12:52	12:57	13:00	13:05	13:10
13:00	13:08	13:12	13:17	13:20	13:25	13:30
13:20	13:28	13:32	13:37	13:40	13:45	13:50
13:40	13:48	13:52	13:57	14:00	14:05	14:10
14:00	14:08	14:12	14:17	14:20	14:25	14:30
14:20	14:28	14:32	14:37	14:40	14:45	14:50
14:30	14:38	14:42	14:47	14:50	14:55	15:00
14:40	14:48	14:52	14:57	15:00	15:05	15:10
15:00	15:08	15:12	15:17	15:20	15:25	15:30
15:20	15:28	15:32	15:37	15:40	15:45	15:50
15:40	15:48	15:52	15:57	16:00	16:05	16:10
16:00	16:08	16:12	16:17	16:20	16:25	16:30
16:20	16:28	16:32	16:37	16:40	16:45	16:50
16:40	16:48	16:52	16:57	17:00	17:05	17:10
17:00	17:08	17:12	17:17	17:20	17:25	17:30
17:20	17:28	17:32	17:37	17:40	17:45	17:50
17:40	17:48	17:52	17:57	18:00	18:05	18:10
18:00	18:08	18:12	18:17	18:20	18:25	18:30
18:20	18:28	18:32	18:37	18:40	18:45	18:50
18:40	18:48	18:52	18:57	19:00	19:05	19:10
19:00	19:08	19:12	19:17	19:20	19:25	19:30
19:20	19:28	19:32	19:37	19:40	19:45	19:50

●JR函館駅→函館空港 所要時間:約20分のりば11番

宝来町	函館国 際ホテ ル	JR函館 駅前	大森町 ホテル 函館ロイ ヤル	金堀町	湯の川 温泉	函館空 港
07:10	07:15	07:20	07:23	07:28	07:32	07:40
07:30	07:35	07:40	07:43	07:48	07:52	08:00
07:50	07:55	08:00	08:03	08:08	08:12	08:20
08:10	08:15	08:20	08:23	08:28	08:32	08:40
08:30	08:35	08:40	08:43	08:48	08:52	09:00
08:50	08:55	09:00	09:03	09:08	09:12	09:20
09:10	09:15	09:20	09:23	09:28	09:32	09:40
09:30	09:35	09:40	09:43	09:48	09:52	10:00
09:50	09:55	10:00	10:03	10:08	10:12	10:20
10:10	10:15	10:20	10:23	10:28	10:32	10:40
10:30	10:35	10:40	10:43	10:48	10:52	11:00
10:50	10:55	11:00	11:03	11:08	11:12	11:20
11:10	11:15	11:20	11:23	11:28	11:32	11:40
11:30	11:35	11:40	11:43	11:48	11:52	12:00
11:50	11:55	12:00	12:03	12:08	12:12	12:20
12:10	12:15	12:20	12:23	12:28	12:32	12:40
12:30	12:35	12:40	12:43	12:48	12:52	13:00
12:50	12:55	13:00	13:03	13:08	13:12	13:20
13:10	13:15	13:20	13:23	13:28	13:32	13:40
13:30	13:35	13:40	13:43	13:48	13:52	14:00
13:50	13:55	14:00	14:03	14:08	14:12	14:20
14:10	14:15	14:20	14:23	14:28	14:32	14:40
14:30	14:35	14:40	14:43	14:48	14:52	15:00
14:50	14:55	15:00	15:03	15:08	15:12	15:20
15:10	15:15	15:20	15:23	15:28	15:32	15:40
15:30	15:35	15:40	15:43	15:48	15:52	16:00
15:50	15:55	16:00	16:03	16:08	16:12	16:20
16:10	16:15	16:20	16:23	16:28	16:32	16:40
16:30	16:35	16:40	16:43	16:48	16:52	17:00
16:50	16:55	17:00	17:03	17:08	17:12	17:20
17:10	17:15	17:20	17:23	17:28	17:32	17:40
17:30	17:35	17:40	17:43	17:48	17:52	18:00
17:50	17:55	18:00	18:03	18:08	18:12	18:20
18:10	18:15	18:20	18:23	18:28	18:32	18:40

☑函館バス

JR函館駅ターミナル「函館駅前」から、
函館バス(14系統)で約10分、「宮前町」
下車、徒歩7分

☑車・タクシー

JR函館駅より車で約10分

